

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について(答申素案)」に対する
意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について(答申素案)」に対する
意見の募集(パブリックコメント)を、2013年11月18日(月)から12月17日(火)まで実施
した。意見提出のあった個人・団体の数は268であり、のべ意見数は1386件であった。
その内訳については次の通り。

1. 意見提出者数の内訳

メール	239
郵送	17
FAX	12
合計	268

2. 項目別の意見件数

	件数
1. はじめに	75
2. 鳥獣管理をめぐる現状と課題	
(1) 鳥獣の生息状況	14
(2) 鳥獣による被害の現状	21
(3) 狩猟免許所持者の推移	8
(4) 鳥獣保護法等の制度運用の現状と課題	33
3. 鳥獣管理につき今後講ずべき措置	
(1) 鳥獣管理の充実	99
(2) 関係主体の役割と連携	14
ア 個体群管理に関する役割	89
イ 被害防除に関する役割	11
ウ 生息環境管理に関する役割	15
(3) 効果的な捕獲体制の構築	2
① 鳥獣の捕獲等を専門に行う事業者を認定する制度の創設	255
② 農林業者等が自ら行う被害防止のための捕獲について	36
③ わな猟免許、網猟免許の取得年齢の引き下げ	66
(4) 計画的な捕獲の推進	130
(5) 国の取組の強化	60
(6) 科学的な鳥獣管理の推進	4
① 専門的知見を有する専門家の育成・活用	41
② 効率的な情報収集や評価手法の確立・普及	7
③ 調査研究の推進	12
(7) 一般狩猟の促進	81
(8) 国民の理解を得るための取組の推進	94
(9) 自然共生社会の実現に向けた人と鳥獣の関係について	9
(10) その他	9
① 鳥獣の鉛中毒被害への対応	90
② 狩猟制度の円滑な運用	6
③ 鳥獣保護法における外来鳥獣の取扱	39
④ 海棲哺乳類による被害対策	53
全体	13
合計	1386

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
1. はじめに						
1	1	4	1	冒頭の「我が国の鳥獣行政は数度目の重大な転換点にある」という文言はおかしい。	34	小委員会における議論において、急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種については、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、従来の保護のための施策から被害対策のための積極的な管理を実現するための施策への転換が不可欠であるとの意見でまとまったものです。
2	1	4	1	冒頭に「鳥獣が人類共有の財産であり、同法が鳥獣の保護と科学的な管理を遂行するものである」旨を明示すべき。	1	ご意見の趣旨は、既に基本指針等に示されていることから、今回の答申素案においては記載していません。
3	1	4	1	生物多様性を保全する法律として「国民共有の財産である」ことを明記すべき。	1	ご意見の趣旨は、既に基本指針等に示されていることから、今回の答申素案においては記載していません。
4	1	5	1	「人と鳥獣の関係は」を「鳥獣の捕獲の歴史」などに変更すべき。	1	ご指摘を踏まえ、捕獲以外の関係について追記します。
5	1	5-6	1	狩猟史についてバランスの取れた記述にすべき。もしくは全文削除すべき。	1	ご指摘を踏まえ、捕獲以外の関係について追記します。
6	1	13	1	「生活環境の変化や農林業への依存度低下による農村の過疎化など、主に人の側の都合により」を冒頭に入れるべき。	1	ここでは「はじめに」として急速な個体数増加と分布拡大による被害の増加等の事象のみを述べているため原文どおりとします。
7	1	13	1	シカ、イノシシなどの分布拡大、被害増大についてその原因、今後の展望を考え、これまでの個体数管理の総括を行うことから始めるべき。	4	ここでは「はじめに」として急速な個体数増加と分布拡大による被害の増加等の事象のみを述べているため原文どおりとしますが、2（1）においてニホンジカの増加要因を追記します。また、2（4）に個体数管理を含む現在の取組の評価を行っています。
8	1	13	1	積極的な個体群等の管理を実現するための施策だけでは不十分であり、鳥獣が増えやすくなっている生息環境の管理も課題としてとりあげるべき。	2	ここでは、「はじめに」として特筆すべきことを記載しています。生息環境の管理が課題であることは認識しており、引き続き検討することとしています。
9	1	13	1	「急速な個体数増加と分布拡大が起こっている」と記されているが、明治初期から比較すれば、鳥獣の分布域は一旦大きく縮小していることから、近年、拡大したことだけを記すのは不十分。	1	近年の急速な個体数増加や分布拡大が鳥獣保護管理において重要な課題であるため、原文どおりとします。
10	1	13	1	「急速な個体数増加と分布拡大が起こった」原因を明記すべき。	1	ここでは「はじめに」として急速な個体数増加と分布拡大等の事象のみを述べているため原文どおりとしますが、2（1）においてニホンジカの増加要因を追記します。
11	1	21	1	ニホンジカやイノシシなど数種においては急速な個体数増加が見られ、捕獲を伴う個体数管理が必要と考えられるが鳥獣全体と考えるべきではなく、その旨を注意書きすべき。	2	「種によっては」の記載のとおり、鳥獣全体への適用を意図しているものではないことは明らかであると考えられるため、原文どおりとします。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
12	1	21	1	まず殺傷ありきの議論には賛成できない。鳥獣害の根本的な原因に対処すべき。	2	ニホンジカやイノシシ等の個体数増加や分布拡大が著しく、生態系や農林水産業等への深刻な被害を与えている鳥獣については、個体数管理を適切に行うことが必要と考えております。
13	1	21	1	「積極的な個体群などの管理」の意味するところが国民に分かりにくいので、「大量殺処分」と、具体的なイメージが伝わるように書きかえるべき。	1	個体群管理は、総個体数、密度、分布の管理等様々な側面が含まれており、原文どおりとします。
14	1	15, 26-27, 8-9	1	捕殺を推進する理由に生態系の保全という大義名分をもってきているのはおかしい。	1	生態系も鳥獣による被害を受けていることから、鳥獣管理が適切に行われることは、生態系の保全上非常に重要であると考えており、原文どおりとします。
15	1	21-22	1	鳥獣管理をもって生物多様性保全に資するとの表現は、国民に大きな誤解を招く恐れがあるため、削除すべき。	1	生態系も鳥獣による被害を受けていることから、鳥獣管理が適切に行われることは、生物多様性の保全上非常に重要であると考えており、原文どおりとします。
16	1	21-22	1	「従来の保護のための施策から（中略）施策への転換が不可欠である」を「従来の保護および管理の施策について慎重に見直すことが必要である」に改めるべき。	1	小委員会の議論において、現在の施策について見直しを行った結果の結論を示しており、原文どおりとします。
17	1	21-25	1	ワイルドライフ “マネジメント” の日本語理念は、支配的かつ非現実的な鳥獣の “保護管理” ではなく、保続利用を図る “保全” とすべき。	1	小委員会における議論を踏まえた記述であり、適切なものと考えます。
18	1	21	1	現在、シカ問題が喫緊の課題であることには同意するが、そのことをもって法律の根幹思想を転換する必要はない。シカ等の捕獲推進は、現行法のもとでも特定鳥獣保護管理計画制度（以下、特定計画）を活用することがふさわしいのではないかと。特定計画の実行力不足も課題として挙げられているが、この点については国が主導的に予算措置と計画の調整を行うことにより、改善する部分であると考えている。	1	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種に対しては、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、従来の保護のための施策から被害対策のための積極的な管理を実現するための施策への転換が不可欠であると考えております。
19	1	21	1	法律の根幹思想を保護管理から鳥獣管理に変更することには慎重を期すべき。総合的に対応できるような、包括的な管理を目指すべき。	1	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種に対しては、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、従来の保護のための施策から被害対策のための積極的な管理を実現するための施策への転換が不可欠であると考えております。包括的な管理の必要性については従来どおりであり、否定しているものではありません。
20	1	21	1	今回、鳥獣保護法の改正を行うことで、保護管理対策をより一層強化しようとする取り組みに敬意を評し、また賛同する。	1	ご意見を踏まえ適切な鳥獣管理に努めます。
21	1	21-22	1	鳥獣の保護と科学的な管理が科学的な調査研究に基づいて行われるという前提を総論で明確にすべき。	3	ご意見の趣旨は、既に基本指針等に示されていることから、今回の答申素案においては記載していません。また、調査研究の重要性については3（6）で述べています。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
22	1	23-25	1	26～27行目と順番を入れ替えるべき。	1	記載順によって重み付けをしているものではなく、原文どおりとします。
23	1	36	1	現在のシカ、イノシシ、カワウの個体数をできるだけ速やかに減少させるという短期的課題と今後の狩猟行政ならびに野生動物保護管理を如何に進めるかという長期的課題に分けて扱うべきであるが、明確に区分されていない。	1	今回の答申においては、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てて議論を深めたものとなっております。長期的な課題については、引き続き検討が必要と考えます。
24	1	36	1	本答申素案では十分に対応できない種（クマ類やサルなど）について、本答申案内に盛り込むか、あるいは別途議論を深めることを明記すべき。	6	「1. はじめに」の最後の段落において、シカやイノシシ以外の鳥獣の保護の考え方については継続を検討する旨を記載していますが、ご指摘を踏まえ、「必要に応じて検討が継続されることを期待する」を「今後検討すべきである」と修文します。
25	1	38	1	感染症対策については、「必要に応じて検討が継続されることを期待する」という表現ではなく、「検討を継続する」あるいは「されなければならない」等に変更すべき。	5	ご指摘を踏まえ、「必要に応じて検討が継続されることを期待する」を「今後検討すべきである」と修文します。
2. 鳥獣管理をめぐる現状と課題						
(1) 鳥獣の生息状況						
26	2	4-11	2(1)	机上の研究ではなく、足で歩いての調査をお願いします。学者さんのみの調査には反対。地元の事情を良く知る人の意見を聞いてほしい。	1	今回の小委員会においても関係者からのヒアリングを行っておりますが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
27	2	6-8	2(1)	「これらは概ね種の保存法等により保護が図られており」を削除する、あるいは、絶滅の危機に瀕しながら有効な保全策がとられていない種が存在すること、引き続き保護施策の強化が求められていることなどを明記すべき。	5	ご指摘を踏まえ、「これらは概ね種の保存法等により保護が図られており」を「これらのうち特に対策を講じる必要がある種は概ね種の保存法等により保護が図られており」と修文します。
28	2	9-10	2(1)	「など」は具体的にどの野生鳥獣を指すか不明確。	1	地域的には個体数増加や分布拡大が起きている種があると考えております。
29	2	9-18	2(1)	ツキノワグマやヒグマについても現状考察を行うべき。	2	今回の答申においては、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てて議論を深めたものとなっております。
30	2	10	2(1)	シカは国土のどこにいればいいのか、国が生息地をはっきりと提示してやるべき。	1	3(9)に人は鳥獣とどのような関係を作っていくべきか、将来的な課題として検討の必要性について述べています。
31	2	11-18	2(1)	「階層ベイズ法」による個体数推定結果のみでは誤解を招くため、十分な説明をするか削除すべき。	2	「階層ベイズ法」による個体数推定結果は、参考として記載したものです。また、個体数推定の考え方は、第4回鳥獣保護管理のあり方検討小委員会資料2に示されています。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見件数	回答
32	2	18	2(1)	シカ個体数の今後の予想にあたり、シカが食べる植生の変動、近年目立つ厳冬についての予想が加味されたのかどうか明らかにしてほしい。	1	「階層ベイズ法」による個体数推定結果は、参考として記載したものです。また、個体数推定の考え方は、第4回鳥獣保護管理のあり方検討小委員会資料2に示されています。
33	2	18	2(1)	中央値で500万頭まで増加する見込みは、中央値だけでなく90%信頼区間を追記すべき。	1	「階層ベイズ法」による個体数推定結果は、参考として記載したものです。また、個体数推定の考え方は、第4回鳥獣保護管理のあり方検討小委員会資料2に示されています。
(2) 鳥獣による被害の状況						
34	2	22-28	2(2)	被害の防止ばかりが挙げられている。環境収容力よりも被害防止を優先した管理で本当によいのか。本来は、増加にも減少にも総合的に対応できるような、包括的な管理にすべき。	1	包括的な管理の重要性については認識していますが、この部分は被害の現状について記載したものであり、原文どおりとします。
35	2	22	2(2)	人の生活圏(近く)への分布拡大による人や財産に対する被害発生についても言及すべき。また、個体数管理だけでなく個体管理(クマ類など)の重要性についても言及すべき。	1	被害の現状については、網羅的に挙げたものではありません。主として焦点を当てて議論を深めたニホンジカやイノシシの個体群管理に関連の深いものを抽出して記載しており、原文どおりとします。
36	2	22-	2(2)	「生活環境の変化や農林業への依存度低下による農村の過疎化など、主に人の側の都合により」を入れるべき。	1	被害の現状について記載したものであり、原文どおりとします。なお、ニホンジカの増加要因については、(1)に追記します。
37	2	22-31	2(2)	2(2)「鳥獣による被害の現状」はこじつけです。	1	小委員会における議論を踏まえた記述であり、適切なものと考えます。
38	2	23	2(2)	「被害」と定義するのは農林業被害に限定すべき。	1	鳥獣保護法において、生態系に係る被害も掲げています。
39	2	25	2(2)	農林水産業に対する被害とそのコストの相対的な割合を明記し、国民に可視化できるようにすべき。	1	被害とそのコストに関しては、農作物の被害額と農林水産省による鳥獣被害防止総合対策交付金の予算額を明記しているため原文どおりとしますが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
40	2	25-27	2(2)	「数字に現れない被害」は削除するか、「数字に現れない効用」について併記すべき。営農意欲の低下・耕作放棄地増加を招く他の要因についても明記し、その比率について検証すべき。	1	ここでは小委員会での議論を踏まえて、鳥獣による被害の現状についてまとめており、ご指摘の点まで詳細に記載することはできませんが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
41	2	29-30	2(2)	「防止するために予算や労力をかけているなど、社会が直接的な被害額以外のコストも負担していることに留意が必要である。」を「防止するための予算や労力も必要以上に増大しており、その増大したコスト負担への留意が必要である。」に修正すべき。	1	防止するための予算や労力全体をコストと考えており、原文どおりとします。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
42	2	29-31	2(2)	直接的な被害額以外の防除等コストを事業者や国民は負担するのは当然のことであり、負担が必要なことこそ、国民に丁寧に説明すべき。	1	3(8)に対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明するなど、国民の理解を得るための取組の推進について述べています。
43	2	36	2(2)	「ニホンジカが忌避する植物」ではなく、「ニホンジカが低嗜好性を示す植物」と記載すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「ニホンジカの嗜好性が低い植物」と修正します。
44	2	40-1	2(2)	重要な景観構成要素を損なう要因は他にもあるため、「重要な景観構成要素」以下を削除すべき。	1	ご指摘の点も加味し、「重要な景観要素である」を削除します。
45	3	2-5	2(2)	シカ増加の原因追究が行われていないことに問題の根源がある。	1	現時点で主としてとり得る手段は捕獲ですが、増加要因等に関する調査研究は重要であると認識しており、3(6)に追記します。
46	3	3	2(2)	古来からそこに棲息している野生のシカの採食の影響は、損失とせず変化とすべき。	1	この部分は生物多様性総合評価報告からの抜粋であることから、原文どおりとします。
47	3	6	2(2)	人の利便性を追求し過ぎたことによる弊害でもある。鳥獣に責任はない。	1	生活環境に被害が生じていることは事実であり、対応すべき課題と認識しています。
48	3	6-8	2(2)	具体的な件数と増減傾向をあげるか、削除すべき。また、海外の事例と行政の対応を紹介すべき。	1	全国的な統計としてまとまっていないものの、各種情報から増加傾向は明らかであり、原文どおりとします。
49	3	7	2(2)	列車や自動車事故を起こしたのは人間。	1	生活環境に被害が生じていることは事実であり、対応すべき課題と認識しています。
50	3	8	2(2)	森林荒廃に依る災害の最大要因は、国の植林政策の過ちであり、むしろ、現在の鳥獣による被害を招いた可能性があるのではないか。	1	鳥獣による被害が森林荒廃を引き起こす懸念があることは小委員会としての指摘であり、対応すべき課題と認識しています。
51	3	8	2(2)	日本の森林をシカが全く破壊したように書くのは、シカへの責任転嫁である。	1	鳥獣による被害が森林荒廃を引き起こす懸念があることは小委員会としての指摘であり、対応すべき課題と認識しています。
52	3	8	2(2)	交通事故や列車運行障害などは「拡大しつつある」の段階を過ぎており、「深刻化している」と明記すべき。	2	ここで記載しているのは、生活環境に密着した領域への問題への拡大であり、原文どおりとします。
53	3	8-11	2(2)	「さらに」以降を削除すべき。もしくは、投資対効果を明示し、評価が誤っていた場合の省としての責任の取り方も明示すべき。	1	鳥獣による被害が森林荒廃を引き起こす懸念があることは小委員会としての指摘であり、対応すべき課題と認識しています。
(3) 狩猟免許所持者の推移						
54	3	13	2(3)	レジャーである狩猟の免許者を増やすことに反対。	1	狩猟も鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしていると考えています。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
55	3	13-19	2(3)	取得するまでの申請や教習などの費用が学生には負担が大きい。	1	3(7)に狩猟者を確保する方策を検討する必要について述べています。
56	3	13-19	2(3)	現在では狩猟者の減少は下げ止まり、増加に転じる兆候(わな猟免許所持者数の増加)もあり、「減少に歯止めはかかっていない」と一言で片付けられる状況ではない。	1	ご指摘を踏まえ、わな猟免許と銃猟免許に分けて記載します。
57	3	17	2(3)	銃所持許可条件の緩和が必要。	1	「銃刀法」は今回のパブリックコメントの対象ではありません。
58	3	17-18	2(3)	狩猟免許所持者を増やすべきではない。	1	狩猟も鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしており、狩猟免許所持者の育成・確保は重要と考えています。
59	3	17-18	2(3)	国や県による普及啓発や免許試験受験機会の増加対策は、一般に浸透するまでには至っていない。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
60	3	17-19	2(3)	このような普及啓発は不必要。	1	狩猟も鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしており、狩猟免許所持者の育成・確保は重要と考えています。
61	3	19	2(3)	殺生を嫌うのは日本文化であり、民意である。	1	狩猟も鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしていると考えています。
(4) 鳥獣保護法等の制度運用の現状と課題						
62	3	21	2(4)	ニホンジカの生息数が増加し、個体群管理対策が後手に回ったのは、環境省の対応の遅れも大きな要因であったというのが一般的な認識ではないか。	1	ご指摘の趣旨を踏まえ、2(1)に増加した要因を追記します。
63	3	21-	2(4)	「被害防止計画は、鳥獣保護法上の鳥獣保護事業計画や特定計画と整合を図ることとなっているが、実際の対策を進める上での都道府県と市町村の連携が十分でないとの指摘もある。」の末尾を「連携がとれていない」と修正すべき。	1	連携の状況は地域によって異なると承知しており、原文どおりとします。
64	3	22-32	2(4)	「科学的・計画的な保護管理を行うことにより」の記述の前に「著しく個体数が増大または、減少した種に対し」を加えるべきである。	1	「鳥獣種によっては」と記載しており、原文どおりとします。
65	3	23-24	2(4)	猟具関連の危険予防は現時点では図られていない。無責任な解説はやめほしい。	1	鳥獣保護法により、猟具の使用に係る危険の予防を図る措置が講じられています。
66	3	27-32	2(4)	科学的・計画的な保護管理など実行不可能である。	1	科学的・計画的な保護管理は重要と認識しています。
67	3	31	2(4)	「保護を図ることが必要とされた。」は不要。「科学的・計画的な保護管理を行うことになった。」が良い。	1	平成11年度の特定制度創設の背景であり、原文どおりとします。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
68	3	31-32	2(4)	特定計画の策定率は種により異なり、ニホンザルでは低い。動物種によっては計画策定を推進する必要があることを述べてほしい。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、追記します。
69	3	33-34	2(4)	特定計画が、科学的・計画的な保護管理のもと一定の成果をあげたとするならば、その内容についても具体的に記述すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、追記します。
70	3	33-36	2(4)	「例えば」以降を保護管理の成果に書き直すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、追記します。
71	3	34-39	2(4)	捕獲の実績を上げるためには、県と市町村の温度差の解消が図られれば実績は上がる。	1	地域の実情に応じた役割分担と方法で、適切に捕獲等が実施されることが重要であると考えます。
72	3	35	2(4)	非捕殺対応も考えるべき。全国一律の捕殺一辺倒の対応をすべきではない。	1	今回の答申においては、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てており、被害防止及び生息環境管理については、今後、必要に応じて詳細な検討をすべきと考えております。また、地域の状況に応じた対策の重要性は認識しています。
73	3	37-	2(4)	現状の生息数を把握しないまま、捕獲による個体数管理を続けていけば、保護と捕獲のバランスが崩れる恐れがあり、鳥獣の保護管理に支障をきたす懸念も生じることから、生息数が増加した根本の理由を記載、検討する必要があるのではないか。	1	ご指摘を踏まえ、2(1)に個体数の増加要因を追記し、また、3(6)②では個体数等に関するモニタリングの重要性を述べています。
74	3	38	2(4)	ライフルでの捕獲は成果が上がると思う。	1	対象種や地域の実情に応じた方法で、適切に捕獲等が実施されることが重要であると考えます。
75	3	39	2(4)	「必要な調査が不十分」なのであれば、殺処分推進という選択をするべきではない。	2	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種に対しては、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、個体群の管理が重要であると考えます。なお、3(6)②に効率的な情報収集や評価手法の確率・普及について、3(6)③に調査研究の推進について述べています。
76	3	40	2(4)	何を根拠に「過小評価」と言っているのか不明なため、「捕獲個体数推定のための生データを捕獲従事者の申告に依存し、捕獲報奨金の制度と相まって、捕獲が過大評価されている可能性も指摘されている」といった記載とともに、基礎になる正確な捕獲数の把握に努めるべき。	3	専門家の指摘をもとに記載しています。なお、また、3(6)②に効率的な情報収集や評価手法の確率・普及について述べています。
77	4	1-5	2(4)	特定計画には生息地管理も含まれるが、捕獲のみに集中して書かれている。生息地内の保全すべき植生などを食害から守るなどの対策が重要である。	1	今回の答申においては、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てて議論を深めたものとなっております。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
78	4	5-6	2(4)	国及び市町村との連携についても、記述すべき。	1	3(2)で関係者の役割分担と連携の必要性について述べています。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
79	4	5-6	2(4)	捕獲数について、2つの法律により責任の所在が異なる。	1	3(2)で述べているとおり、関係者の役割分担と連携が必要であると考えます。
80	4	6	2(4)	「実行力の発揮」は、記述が抽象的で意味不明。具体的に「モニタリング調査に基づいた捕獲目標設定や効果的捕獲方法の確立、そのための専門職員の配置」を明記すべき。	1	具体的な内容は、「3. 鳥獣管理につき今後講ずべき措置」で述べています。
81	4	6	2(4)	都道府県の野生生物（個体群管理）に携わる専門人材の質・量が計画の実現性を担保できるほどのレベルに達していないのではないかと。また人材確保や育成を都道府県に負わせるのは無理がある。	1	都道府県の役割は重要であると認識しており、3(6)①に専門家の育成・活用について述べています。
82	4	37-6	2(4)	特定計画の運用の評価について、全面的に書き直すべき。	1	小委員会における議論を踏まえた記述であり、適切なものと考えます。
83	4	13-6	2(4)	狩猟者の増加を目指すべき。	1	狩猟も鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしており、狩猟免許所持者の育成・確保は重要と考えており、3(7)で一般狩猟の促進について述べています。
84	4	7-13	2(4)	「連携が取れていない」と明記すべき。	1	連携の状況は地域によって異なると承知しており、原文どおりとします。
85	4	7-	2(4)	鳥獣保護法及び鳥獣被害防止特措法に以下の改正を加えるよう提言すべき。一鳥獣保護法に「鳥獣管理事業の実施」に関する新たな章を設ける。一従来の「鳥獣の管理」に加えて、それ以外の被害防止手段（被害防除事業）を鳥獣保護法に明確に位置づける（明文で「地域鳥獣計画」（後述。現行法上の特定計画の名称を改めたもの。）の計画事項とする）。一鳥獣保護法に市町村の役割を明確に位置づける。一特措法を市町村による被害防除事業に関する鳥獣保護法の特別法と位置づけ、市町村被害防止計画を、地域鳥獣計画の下位計画とする。	1	法律の具体的な改正内容を審議会答申に記載することは考えておりません。
86	4	11-13	2(4)	特措法の「被害防止計画」による対策は、鳥獣保護法の「鳥獣保護事業計画」や「特定計画」と整合性が取れていないのが実状であり、都道府県と市町村は十分に連携してほしい。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
87	4	11-13	2(4)	ニホンザルについて、特定計画を策定していない県が西日本に多いことを明記し、問題とすべき。	1	特定計画の策定は都道府県の判断に委ねるものですが、特定計画の策定状況について追記しました。
88	4	13	2(4)	次の文章を加筆する。「この一因として、鳥獣保護法に市町村が組み込まれていないことがあげられる。次章のとおり鳥獣管理の関係主体は、国・都道府県・市町村であり、これらの主体の役割りや責務等を鳥獣保護法に明記すべきである。」	2	3(2)に関係主体の役割と連携について述べています。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
89	4	11-13	2(4)	適正な保全・管理の推進のために、市町村の被害防止計画と創設される捕獲専門事業者の認定制度との連携・整合性を強化するための措置について踏み込んだ検討をすべき。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
90	4	12-13	2(4)	全国的にも捕獲が推進されている都道府県があることも踏まえ、例文のような修正が必要ではないか。「都道府県と市町村の連携が進み捕獲が促進されている都道府県もあるが、市町村との連携が十分でない都道府県もあり、全国的に統一された体制となるよう国の支援及び指導が必要との指摘もある。」	1	小委員会における議論を踏まえた記述であり、原文どおりとします。
3. 鳥獣管理につき今後講ずべき措置						
(1) 鳥獣管理の充実						
91	4	15-40	3(1)	個体数管理に偏った「鳥獣管理」という用語は適切とは言えない。	1	ご指摘の点に関して、今回重点的に検討を行った、個体群の積極的管理を含む鳥獣の取扱全般を表す言葉として鳥獣管理という語を用いる旨について、「1. はじめに」の最後に追加します。
92	4	17	3(1)	ニホンジカなど以外の動物については、保護政策を転換すべきでないことを強調すべき。	1	「種によっては」と限定していることから、原文どおりとします。
93	4	17-	3(1)	「特定計画や鳥獣保護事業計画、鳥獣保護事業を実施するための基本的な指針の位置づけや名称、内容についても変更の必要があるかどうかの検証が重要である」ということは同意するので、その検討内容については、検討が進み次第、関係方面に詳細を公開し、きめ細かく意見聴取をしてほしい。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
94	4	17-20	3(1)	全ての鳥獣が保護されているわけではないため、鳥獣保護法の役割が変化している記述は、修正すべきであり、鳥獣行政の誤解を招く記述は訂正すべき。	1	鳥獣保護法における鳥獣保護や被害対策に関する手法について、捕獲の規制に加えて積極的な管理が追加されるべきとの観点で述べており、これまでの保護を否定するものではないため原文どおりとします。
95	4	17-40	3(1)	積極的捕獲はあくまで特定の種に対する例外的措置であり、保護が施策の基本であることに変わりはない。全面的に書き直すべき。	1	鳥獣保護法における鳥獣保護や被害対策に関する手法について、捕獲の規制に加えて積極的な管理が追加されるべきとの観点で述べており、これまでの保護を否定するものではないため原文どおりとします。
96	4	18-19	3(1)	「種によっては積極的に捕獲をしなければいけない」という決めつけに強く反対する。	32	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種に対しては、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、従来の保護のための施策から被害対策のための積極的な管理を実現するための施策への転換が不可欠であると考えております。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見件数	回答
97	4	18-20	3(1)	鳥獣行政の基本も鳥獣保護法が果たす役割も変わっていないが、シカ、イノシシ、カワウについては、これまでの鳥獣行政の基本だけでは対応できない状況が出現しているという主旨の記述に改めるべき。	1	鳥獣保護法における鳥獣保護や被害対策に関する手法について、捕獲の規制に加えて積極的な管理が追加されるべきとの観点で述べているため、原文どおりとします。
98	4	21-27	3(1)	クマなど著しく個体数が減少した地域個体群などの種について記述を加えるべき。	1	今回の答申においては、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てており、原文どおりとします。なお、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
99	4	21-27	3(1)	野生生物の捕獲は生活のためにやむを得ない範囲で、科学的に管理できるものにとどめ、生息環境、生物多様性の保全のためには第一に人間活動の管理を、環境省のみの仕事ではなく国を挙げておこなうべき。	1	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種に対しては、被害を防止するための管理が必要と考えます。
100	4	28, 38	3(1)	「ニホンジカやイノシシ等」の「等」について、明確にすべき。	3	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種の例示であり、原文どおりとします。
101	4	29	3(1)	ニホンジカやイノシシがどの程度の生息密度であれば生態系に影響があるのかについては、研究分野でも明確な答えは出ないため「生態系」を削除すべき。	2	生態系への影響が生じていることは事実であり、原文どおりとします。
102	4	33	3(1)	「鳥獣の管理」を、鳥獣による人間の生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害を防止するために、当該鳥獣の個体群を長期的に存続させつつ（ただし、当該鳥獣が外来生物の場合はこの限りでない。）、当該鳥獣の個体群管理、生息環境管理及び被害防除を総合的に実施することと定義すべき。	1	ご指摘の点に関して、今回重点的に検討を行った、個体群の積極的管理を含む鳥獣の取扱全般を表す言葉として鳥獣管理という語を用いる旨について、「1. はじめに」の最後に追加します。
103	4	33	3(1)	ニホンジカやイノシシのように個体数の著しい増加状態にある種や個体群に加えて、絶滅の恐れのある地域個体群についても積極的な管理を行うべき。	1	今回の答申においては、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てており、原文どおりとします。その他の鳥獣の保護管理の検討については、「1. はじめに」に記載しているとおりです。
104	4	33	3(1)	新たな章として「鳥獣管理事業の実施」を設けることを提言すべきである。「鳥獣管理事業」は、「鳥獣の管理」を行なう事業。特定鳥獣管理計画は、鳥獣管理事業を実施するための計画制度と位置づける。また、その名称は「地域鳥獣管理計画」（以下「地域鳥獣計画」という。）と改めるべき。	1	法律の具体的な改正内容を審議会答申に記載することは考えておりません。
105	4	33	3(1)	2以上の特定鳥獣の管理の実施が共通する事項については、それらの特定鳥獣を対象とする単一の地域鳥獣計画を立てることができるものとすべき。共通計画部分については、都道府県の検討会・連絡協議会等も当然共通となることが想定される。	1	法律の具体的な改正内容を審議会答申に記載することは考えておりません。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
106	4	33-35	3(1)	殺すことへ偏向した「積極的な管理」への転換に強く反対する。	36	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種に対しては、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、従来の保護のための施策から被害対策のための積極的な管理を実現するための施策への転換が不可欠であると考えております。
107	4	33-35	3(1)	「保護管理」の用い方に誤りがあることから、「従来の捕獲規制とその解除による「保護のための管理（保護管理）」という考え方から、積極的な「（管理（マネジメント）」に「従来の捕獲規制とその解除による管理から、積極的な捕獲による管理に」に修正すべき。	1	鳥獣保護法の中での用語の用い方であり、適切なものと考えます。
108	4	33-35	3(1)	現行法をベースに小さな改正繰り返すのではなく、保護管理や管理を中心に据えた法律を新規に作成すべきと考える。	1	現行法制度を基礎としながら、管理に関する手法を追加していくことが効果的であると考えます。
109	4	33-35	3(1)	「保護管理」とは保護のための管理だけではなく、個体群管理、被害防除、政策環境管理をバランスよく実施する考え方を含むため、保護管理の考え方を否定する表現は削除すべき。	1	鳥獣保護法令において、保護のための管理として、個体群管理、被害防除、生息環境管理をバランスよく実施するものとしており、適切なものと考えます。
110	4	33-40	3(1)	「保護管理を実効性の高いものに発展させるため、個体群管理、被害防除、生息環境管理が重要になる」と記述し、その上で「本答申は個体群管理に着目したものであり、実効性のある個体群管理の実現のための施策を検討する」などとした方が妥当。	1	「保護管理を実効性の高いものに発展させるため、個体群管理、被害防除、生息環境管理が重要」であることは従来の考え方であり、今回の答申では、「保護管理」の考え方を転換していくことを示しています。
111	4	33-40	3(1)	クマなど著しく個体数が減少した地域個体群などの種の扱いについて、「（鳥獣）管理」との関連性を整理し、わかりやすく記述すべき。	2	今回の答申においては、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てております。その他の鳥獣の保護管理の検討については、「1. はじめに」に記載しているとおりです。
112	4	33-40	3(1)	「管理」することは不可能であり、生態学者や関係者の思い上がりである。	1	鳥獣による被害対策、ひいては国民が健全な社会経済活動を続けていく上で必要なことと認識しています。
113	4	33-40	3(1)	「従来の捕獲規制とその解除による鳥獣の「保護のための管理（保護管理）」という考え方から、積極的な「管理（マネジメント）」に転換していく必要がある。」というところを、「専門家の配置により、一層の科学的な管理を行う」に修正すべき。	1	科学的な管理を行うことを前提としてある中での転換であり、原文どおりとします。
114	4	34	3(1)	下線部分（「積極的な「管理（マネジメント）」）を、何にしようとしているか国民に具体的にわかるように、「大量殺処分」に転換していくと書くべき。	1	積極的な管理の内容については、「3. 鳥獣管理につき今後講ずべき措置」に具体的に記載しています。また、この部分についてはより具体的な表現として、「当該種の被害対策はもとより、他の野生生物種や生態系の保全をも考慮した積極的な「管理（マネジメント）」に転換」と修文します。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
115	4	34-35	3(1)	「保護のための管理（保護管理）」の表現が学術的には違和感がある。法律的用語であるならば、一般的にも理解できるように文章の補足が必要。	1	小委員会における議論を踏まえた記述であり、原文どおりとします。
116	4	39	3(1)	「～被害を与えている鳥獣を、適切な生息密度に減らすための捕獲による個体数調整など積極的な管理～」と訂正すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、前の段落において「当該種の被害対策はもとより、他の野生生物種や生態系の保全をも考慮した積極的な「管理（マネジメント）」に転換」と修文します。
117	4	40	3(1)	「鳥獣管理」は極めて汎用性の高い用語であり、特定の鳥獣を対象とした特定の考え方に基づいて行われる行為にこの語を限定するのは不自然であり誤解を招く。鳥獣保護法の条文では「特定鳥獣に対する管理」など対象を明示した表現にすべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、この部分の説明を削除し、「1. はじめに」の最後に「なお、以下では、今回重点的に検討を行った、個体群の積極的管理を含む鳥獣の取扱全般を表す言葉として鳥獣管理という語を用いることとする。」という説明を追加します。
118	4	40	3(1)	「「鳥獣管理」という用語を用いることとする。」を「「鳥獣管理（捕獲優先管理）」という用語を用いることとし、保護を必要とする種について用いる「保護管理」と区別する。」に修正すべき。	2	鳥獣保護法に基づく「鳥獣保護管理」に対比して用いている本答申内での表現であり、原文どおりとします。なお、この部分の説明は削除し、「1. はじめに」の最後に「なお、以下では、今回重点的に検討を行った、個体群の積極的管理を含む鳥獣の取扱全般を表す言葉として鳥獣管理という語を用いることとする。」という説明を追加します。
119	4	40	3(1)	特定計画ではすでにより広範かつ先進的な概念として「野生動物保護管理」の考え方が導入されており、その一面のみを強調しつつ誤解（混同）を生じるような新たな概念を採用することは望ましくない。	1	鳥獣保護法に基づく「鳥獣保護管理」に対比して用いている本答申内での表現であり、原文どおりとします。なお、この部分の説明は削除し、「1. はじめに」の最後に「なお、以下では、今回重点的に検討を行った、個体群の積極的管理を含む鳥獣の取扱全般を表す言葉として鳥獣管理という語を用いることとする。」という説明を追加します。
(2) 関係主体の役割と連携						
120	5	2-	3(2)	今回の素案では「個体群管理」、「被害防除」、「生息環境管理」をバランスよく行っていく必要があると述べられているが、実際に行おうとしている政策は「個体数管理」に著しく偏っており、矛盾を含んでいると言わざるを得ない。行政は今後、『必要不可欠な3つの管理』の必要性を一般人に対して広く発信すると共に、それぞれの管理において内容の充実化に一層努めていくべき。	1	今回の答申においては、急速な個体数増加と分布拡大による農林水産業や生態系への被害の防止や、その他の鳥獣種の生息環境の維持といった観点から、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てて議論を深めております。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
121	5	3-9	3(2)	農林水産省と環境省の関連が理解できない。農林水産省は防除対策支援や農産物被害の共済保険の整備をするべき。	1	農業被害対策のための捕獲が、生態系被害対策に役立っていることも、その逆もあり、鳥獣管理の関係者が連携を図りつつ取組を進めることが重要と考えます。
122	5	3-9	3(2)	広域的な被害防止対策の取組みでは、自治体の連携とともに異なる計画の整合性に配慮することが重要。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
123	5	3-21	3(2)	次代に引き継ぐべき国民の共有財産であるとの認識のもと、国がイニシアチブを取る形に制度を改める必要がある。制度設計、運用の欠陥について明記すべき。	1	鳥獣管理には国、都道府県、市町村、農林業者等多くの関係者が関わっており、それぞれが役割を果たしつつ連携することが重要と考えるため、原文どおりとします。
124	5	4-6	3(2)	農林水産省と環境省でより密接に施策のすり合わせを行い、実質的に個体数管理が推進されるように希望する。	1	鳥獣管理には国、都道府県、市町村、農林業者等多くの関係者が関わっており、それぞれが役割を果たしつつ連携することが重要と考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
125	5	4-9	3(2)	特定鳥獣保護管理計画と鳥獣被害防止特措法の市町村計画の連携が取れていない状況をしっかり明記すべき。	1	特定計画と被害防止計画の整合を図ることについて、都道府県と市町村の連携が十分ではないとの指摘があることについては「1. はじめに」で述べています。
126	5	10-16	3(2)	土地所有区分・土地管理責任・法的な所管によって、まず管理責任の主体を明確にした上での連携した役割分担でなければ機能しない。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
127	5	15	3(2)	「逆もあり得る」の意味が不明。	1	生態系被害対策のための捕獲が、農業被害対策にも役立っていることもあり得ることを述べています。
128	5	16	3(2)	以下の段落を挿入すべき。「そのためには、まず鳥獣保護法と鳥獣被害防止特措法で明記される関係主体を整合させる必要がある。現行の鳥獣保護法の関係主体は国（基本指針を定める等）と都道府県（鳥獣保護事業計画等の策定、実行）、一方、鳥獣被害防止特措法は国（基本指針を定める等）と市町村（被害防止計画の策定、実行）、である。前者では市町村が、後者では都道府県が抜け落ちている。これでは、関係主体間の円滑な連携体制の構築は困難である。	1	3（2）に関係者の連携の必要性を述べており、原文どおりとします。
129	5	17-21	3(2)	鳥獣管理は個体群管理、被害防除、生息環境管理をバランスよく実施することが重要と書いているにも関わらず被害防除や生息環境管理に関しては基本的な考え方が示していないのはおかしい。	1	今回の答申においては、個体群管理に焦点を当てていることから、被害防除及び生息環境管理の役割は基本的な考え方を示すにとどめています。「1. はじめに」で記載の通り、その他の観点については、今後検討すべきと考えています。
130	5	17-21	3(2)	文章を「今回の答申においては、個体群管理に焦点を当てていることから、被害防除及び生息環境管理の役割については、基本的な考え方を示すにとどめ、主に個体群管理について役割分担の整理を行った。今後の推進にあたっては、被害防除と生息環境管理について詳細な検討をすべきである。」に修正する。	1	「1. はじめに」にご意見の趣旨は含まれていると考えるため、原文どおりとします。
131	5	17-21	3(2)	個体群管理、被害防除、生息環境管理をバランスよく実施した管理が「鳥獣管理」では重要としているが、保護のための管理ではないと前項で記述しながら、生息環境管理を「鳥獣管理」に含めることは矛盾している。削除すべき。	1	答申内で規定している保護管理と鳥獣管理の違いは、目指す目標によるものなので、個体群管理、被害防除、生息環境管理をバランスよく実施することが重要であることに変わりはありません。そのため原文どおりとします。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
132	5	18-28	3(2)	記述は適切だが、被害防除の役割が答申全体を通じて過小評価されており、位置づけの見直しが必要。	1	今回の答申においては、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てて議論を深めたものとなっております。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
133	5	19	3(2)	林野庁と掛け合って、まずこのような国有林から鳥獣が棲める自然林に戻すべき。	1	鳥獣管理は、個体群管理、被害防除及び生息環境管理をバランスよく実施することが重要と考えます。また、関係主体の役割と連携については、3(2)に述べています。
134	5	19-31	3(2)ア	都道府県及び国に対し、農地及び林地の利用にかかわる法令において有する権限を、各法令の目的の範囲内で効果的に活用するよう求めるべき。	1	今回の答申においては、個体群管理に焦点を当てていることから、被害防除及び生息環境管理の役割は基本的な考え方を示すにとどめています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
135	5	24-16	3(2)ア	捕獲駆除には限界があり、動物の命を大切に国民性を育むためにも避妊化ワクチン等による個体数コントロールを導入してほしい。補殺よりも防除優先の徹底が必要。	62	鳥獣管理は、個体群管理、被害防除及び生息環境管理をバランスよく実施することが重要と考えます。なお、ワクチン等による避妊化については、自然環境への影響等が不明であり、直ちに導入することは適当ではないと考えます。
136	5	24	3(2)ア	広域的な観点にたつて国が主導で取り組みを行うことが明記されていることを支持する。これに合わせて、都道府県連携の推進のために外部の研究者・専門家が参画する連絡・推進協議会等の設置を明示し、仕組み作りの形を明示すべき。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
137	5	24-2	3(2)ア	該当箇所の記述は被害に対する単なる応答にすぎず、個体群管理ではない。個体群管理とは、科学的根拠に基づき個体群を一定の水準に保つ管理手法を指すものであるため、5頁24行目～6頁2行目までを削除すべき。もしくは、名称を「駆除に関する役割」に改めるべき。	1	都道府県が、特定計画に基づく目標設定や捕獲全体の調整を行うこと等についても記載しており、適切なものと考えます。
138	5	24-	3(2)ア	「自衛のための捕獲、公益を守る捕獲、特定計画目標達成のための捕獲」について、言葉の定義を明確にすべき。	1	自衛のための捕獲、公益を守るための捕獲の説明については、3(2)アの最初の段落に述べております。
139	5	24-16	3(2)ア	シカの増加要因を究明して根源的対策をとるべき。	1	現時点でとり得る手段は捕獲ですが、増加要因等に関する調査研究は重要であると認識しており、3(6)に追記します。
140	5	25	3(2)ア	地域鳥獣計画に基づいて行う「鳥獣の管理」のための捕獲を、現行第3章の許可捕獲(法第9条)から切り離し、その許可に関する規定を新第4章に置くべき。	1	法律の具体的な改正内容を審議会答申に記載することは考えておりません。
141	5	25-	3(2)ア	特定鳥獣保護管理計画の策定期間は、鳥獣保護事業計画の計画期間に縛られずに任意に設定できるように、指針を改訂することが必要。	1	「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、特定計画の計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、鳥獣保護事業計画の有効期間内で設定することを「原則」としております。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
142	5	25-	3(2)ア	狩猟には、一つの行為に複数の目的が認められる点に留意すべき。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
143	5	30-36	3(2)ア	過疎化した農村地域に必要なものは、捕獲支援よりも農林業の復興と山林生態系の保全、回復。	1	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種の個体群の管理は、生態系の保全等にとって重要と考えます。
144	5	34	3(2)ア	中山間地の被害を減らすためには、被害対策と共に生活支援も必要。(ア)被害防止の直接の対策(イ)野生動物と棲み分けのための環境整備(ウ)雇用、産業の創出(12ページ 8行も)	1	被害対策に係る施策の強化は、中山間地の生活支援にもつながるものと考えます。
145	5	37	3(2)ア	自然や野生動物の生命を守りたいと強く願う国民も多いことを知るべき。	1	鳥獣管理の対策は捕殺を伴うことから、必ずしも全ての人が肯定的に受け止めるとは言えないことに留意しつつ、鳥獣管理の意義について国民の理解を得、協力を求めていく必要があると考えます。
146	5	37-38	3(2)ア	役割の明確化は義務と責任をにすることもありますので、目標確認のチェックや評価を行う中立の立場となる協議会等設置導入し、役割と責務が意識的に進められることを望む。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
147	5	38-39	3(2)ア	生活環境被害対策目的の捕獲方法として「麻酔銃を使用した捕獲」も加えた対策を追記すべき。麻酔銃を使用した捕獲の効率性や特性を踏まえて、猟銃とは別途に位置づけ、明記すべき。	1	ご指摘を踏まえ、麻酔銃を使用した捕獲について3(10)に新たに記載します。
148	5	39-2	3(2)ア	国立公園の記述はあるが、鳥獣保護区内(環境省、県)や国有林の記述はないので入れる。	1	国立公園の場合のみを記載することは適当ではないと判断し、括弧内の記載は削除します。
149	6	1	3(2)ア	国立公園に関する記述だけでなく、「国有林の管理者(林野庁)についても」明記すべき。	1	国立公園の場合のみを記載することは適当ではないと判断し、括弧内の記載は削除します。
150	6	4	3(2)ア	国から都道府県への予算的支援の制度創設等を検討してほしい。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
151	6	4-5	3(2)ア	特定計画を策定していない都道府県も個体群管理を行う義務として策定する必要があるため、「都道府県は、鳥獣保護事業の実施者であり、特定計画の策定者である～」を「鳥獣保護事業者であり、特定計画を策定し～」に修正すべき。	1	特定計画の策定は、地域の実情に応じて検討されるものと考えており、原文どおりとします。
152	6	4-7	3(2)ア	何故、国の鳥獣保護事業計画が立てられないのか理由を添えて明記すべき。	1	国は、鳥獣保護事業計画に代わるものとして基本的な指針や必要な通知類を定めています。また、国の取組の強化については3(5)で述べています。
153	6	4-7	3(2)ア	都道府県が、ここに記載されていることを実施しているとは思えない。	1	3(2)で都道府県に期待される役割について述べています。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見件数	回答
154	6	4-7	3(2)ア	捕獲そのものを都道府県が主体的に行うことを指定することは望ましくない。	1	都道府県は、鳥獣保護事業の実施者であり、特定計画の策定者であることから、目標達成に必要な捕獲を主体的に実施することが適当と考えます。
155	6	4-37	3(2)ア	都道府県知事は、地域鳥獣計画の実施等に当たる「鳥獣管理計画官」（以下「鳥獣計画官」という）を置くことができるものとする規定を設けるよう提言すべき。・鳥獣計画官は、都道府県職員であり、かつ省令で定める野生鳥獣の科学的管理に関する専門知識を有する者とする。・鳥獣計画官は、以下の事項を含め、地域鳥獣計画の実施、管理、見直しにかかる業務を行なう。－個体群管理、生息環境管理及び被害防除の各事業の管理（捕獲許可運用の監視・指導・助言、各事業の実施状況の管理・指導・助言）－各事業の効果測定（個体群のモニタリングを含む）。－効果測定の結果を計画にフィードバックすることを主とする計画変更の補助－鳥獣管理従事機関（後述）の登録にかかる事務・鳥獣計画官は鳥獣保護事業の担当と兼務できるものとする。・鳥獣計画官を置いた都道府県に対しては、一定の財政措置を講ずるものとする。	1	3（6）①に都道府県等における、鳥獣管理の専門的知見を有する者の配置について述べています。また、法律の具体的な改正内容を審議会答申に記載することは考えておりません。
156	6	9-25	3(2)ア	特定鳥獣の管理について、国が主導して都道府県の区域を越えた広域対応を行なうための計画制度を新設するよう提言すべき。	1	現状においても、鳥獣種や地域によっては広域指針を作成して関係自治体の調整・連携に努めています。
157	6	9	3(2)ア	「都道府県の」を「都道府県や市町村の」とすべき。	1	市町村との連携確保は、都道府県の役割と認識しており、原文どおりとします。
158	6	9-16	3(2)ア	広域的な被害防止対策の取組みでは、自治体の連携とともに異なる計画の整合性に配慮することが重要。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
159	6	9-16	3(2)ア	国が主体的に動くこともあり得ることを示唆する内容にするべき。	1	鳥獣行政は、原則として都道府県の事務であるため、原文どおりとします。なお、国の取組の強化については3（5）に述べています。
160	6	17	3(2)ア	「残念ながら、現状では捕獲の空白地帯が多数存在し、特定箇所の高い捕獲圧が広域的には効果を示していない状態である。今後、国・都道府県・市町村のどの組織が、どの土地区分で現地の捕獲活動を指揮するのか明確にする必要がある」といった内容の追記が必要。	1	具体的な捕獲活動を指揮する者は、種や地域の状況によって異なるため、原文どおりとします。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
161	6	18-	3(2)イ	被害防除に関する役割、の箇所、一般狩猟にも触れるべき。	1	被害の防止に資する一般狩猟による捕獲は、個体群管理に貢献するものとして3（2）アに述べており、原文どおりとします。
162	6	18-28	3(2)イ	都道府県は特定計画に基づいて防除が適切に行われるように市町村等に指導や助言を行う事が重要。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
163	6	18-28	3(2)イ	ここに記載されていることが実行されれば、捕獲促進は不必要であるため、この記載は重要であり、まず最優先で実行すべき。	1	鳥獣管理は、個体群管理、被害防除及び生息環境管理をバランスよく実施することが重要と考えます。
164	6	18-28	3(2)イ	被害対策に対して国や都道府県が費用負担を行うべきことを明記すべき。	4	関係主体の役割と連携について述べており、原文どおりとします。
165	7	23-26	3(2)イ	報告義務について軽減措置をとる必要は無い。錯誤捕獲のデータを集めることによって、より効率的な捕獲についても検討できる。	1	ここでは、個人が行ってきた報告を事業者が代わって行うことを提言しているものであり、報告義務そのものを軽減することを述べているものではありません。
166	6	26-27	3(2)イ	「都道府県は、特定計画に基づいて」という記述を、「都道府県は、特定計画を策定し、それに基づいて」という記述に変えるべき。	2	鳥獣行政は、原則として都道府県の自治事務であり、特定計画の策定の判断についても都道府県に任されているので、原文どおりとします。
167	6	26-28	3(2)イ	特定計画と市町村が策定する被害防止計画との連携および整合性を強化するための措置について明確化して記述すべき。	1	都道府県が、特定計画に基づいて、防除が適切に行われるよう市町村等に指導や助言を行う中で、特定計画と被害防止計画の整合が図られると考えており、原文どおりとします。
168	6	30	3(2)ウ	生息地環境保全に対して国の役割が明記されるべきではないか。先の個体群管理の取り組みと合わせて、重要な生息地の抽出とその保全について、国の取り組みと役割を明確にすることを求める。	1	鳥獣行政は、原則として都道府県の事務であるため、原文どおりとしますが、国指定鳥獣保護区や国立公園等の管理者としての国が都道府県と連携を図っていくことは重要と認識しています。
169	6	30-37	3(2)ウ	各主体のとるべき行動への具体性がないため、書き換えるべき。	1	関係主体の役割と連携について基本的な考え方を述べており、原文どおりとします。
170	6	30-37	3(2)ウ	生息環境管理に賛成。被害発生を防ぐ根本的解決として、積極的に取り組んでほしい。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
171	6	31-32	3(2)ウ	「マクロ的視点の生息環境管理」が中心となっているが、ミクロ的視点の管理も必要ではないか。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
172	6	31-32	3(2)ウ	「生息地管理は国や都道府県が主導的に行う必要がある」とすべき。	2	鳥獣行政は、原則として都道府県の事務であるため、原文どおりとします。なお、国は、国指定鳥獣保護区や国立公園等の管理者として連携を図っていくことは重要と認識しています。
173	6	31-32	3(2)ウ	「生息環境管理」に関して、都道府県が主導的に行うだけではないため、「都道府県が～」を「行政が・・・」に修正すべき。	1	鳥獣行政は、原則として都道府県の自治事務であり、原文どおりとします。
174	6	31-32	3(2)ウ	「都道府県が主導で行う」を「国が主導で行う」と修正すべき。	1	鳥獣行政は、原則として都道府県の事務であるため、原文どおりとします。なお、国は、国指定鳥獣保護区や国立公園等の管理者として連携を図っていくことは重要と認識しています。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
175	6	31-35	3(2)ウ	河川、山林、沿岸域などの改変に際しては生物多様性保全を第一義的に重視するべき。	2	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
176	6	31-37	3(2)ウ	「生息環境管理」に関して、例えば、農地における放置農作物、管理放棄された農地の管理や、野生鳥獣の生息好適地の森林管理やエサ資源管理についても言及すべき。	1	関係主体の役割と連携について述べており、原文どおりとします。なお、ご指摘の点の一部は、イの被害防除に関する役割の中で触れています。
177	6	31-37	3(2)ウ	「国公有地所有機関（又は管理機関）は、個体数抑制が必要な種については、当該種の個体数を増加させない環境管理をしなければならない。民有地所有者については、当該種の個体群管理に協力しなければならない。」と明記すべき。	1	関係の行政機関や土地所有者等と調整の必要性はすでに記載してありますので、原文のままとしますが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
178	6	31-37	3(2)ウ	環境関連法の最上位に生物多様性基本法が位置付けられていること及び鳥獣保護法の2002年改正の趣旨を踏まえ、捕獲等の規制ではなく生息地の保護を図るための政策・計画を策定すべき。	1	鳥獣管理は、個体群管理、被害防除及び生息環境管理をバランスよく実施することが重要と考えます。
179	6	32-34	3(2)ウ	従来土地利用のあり方に「野生動物の保護管理」の視点が欠けていたことに問題があることから、記述を見直すこと。特に「目的として行うことは難しく」の部分。	1	土地利用は複合的な目的のもとに行われることを示しており、原文どおりとします。
180	6	34-	3(2)ウ	生息環境管理に関する箇所「土地所有者との調整を図り」とあるが、生息環境管理にとどまらず、被害防除や個体群管理においても、山林等の土地所有者に狩猟や捕獲を含む鳥獣管理行為に受忍義務を課すなど、鳥獣法17条との関係を考慮しながらの制度的検討が必要。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
(3) 効果的な捕獲体制の構築						
181	7	1	3(3)	認定事業者に対して、エアソフトガンより威力が高い準空気銃の使用を検討してはどうか。	1	現行法上も、法第9条に基づく許可を得て利用することが可能です。
182	7	1	3(3)	特に認定事業者に対して、ボウガン、弓矢の利用を解禁するのが有効ではないか。	1	現行法上も、法第9条に基づく許可を得て利用することが可能です。
183	7	2-	3(3)①	全面的に書き直すこと。事業者認定制度導入の負の側面（事業者の利益と科学的管理の摩擦等）の検証や、認定のための新たなコスト負担についても明記すべき。	1	事業者認定制度は、個人の狩猟者が減少する中で安定的に鳥獣を捕獲できる体制を維持するために必要なものとして提言しているものです。 3(2)アで述べたとおり、捕獲は公的な意味を持つものも多く、効果的・効率的な捕獲体制の構築は急務であると考えます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
184	7	2-	3(3)①	効率的捕獲が必要な種とニホンザルやクマのように地域個体群保全が重要な種の個体数調整の方法について整理し、個別の指針を示すことが必要。	1	事業者を認定する制度は、個人の狩猟者が減少する中で安定的に鳥獣を捕獲できる体制を維持するために必要なものとして提言しているものです。種ごとの管理の方針については、これまでどおり特定計画等によって決まるものであり、事業者の制度とは連動しないものと考えます。
185	7	2-	3(3)①	有害捕獲の担い手として「事業者」という選択肢が増えることは望ましいが、全て認定事業者に移行する必要性は感じない。現行法制下でも事業者が大きな役割を果たしており、特定計画の実行力強化によって事業者の活用が可能と考える。	1	全ての担い手を認定事業者に移行することが必要としているわけではありません。これまでの狩猟者や事業者の活動を評価しつつ、より効果的・効率的な活動が可能となるよう制度の創設を提言しているものです。
186	7	2-	3(3)①	新たに認定制度の創設が提言されている「鳥獣の捕獲を専門に行う事業者」の位置づけが不明瞭であり、現時点では取りやめるか、シカに限定して進めるべき。	1	小委員会における議論において、事業者認定制度の創設が効果的であるとの意見でまとまったものです。また、一定の技能と安全管理体制を認定するものであり、対象種を限定する必要性はないものと考えます。
187	7	2-	3(3)①	現状で調査研究を行う事業体に関与している事例があり、あらためて法改正は不要であるため、削除されたい。	1	一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定する制度を創設することにより、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲の促進ができるものと考えており、原文どおりとします。
188	7	2-	3(3)①	誰が認定事業者の認定を行うのか、また、その認定基準の基本的な考え方を記すべき。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討がなされるべきと考えます。
189	7	2-	3(3)①	認定事業者の行う業務の具体的なイメージや予算の裏付けが曖昧。認定事業者の行う事業と(4)計画的な捕獲の推進との関連付けや予算措置の方針について加筆をすべき。	1	事業者を認定する制度は、個人の狩猟者が減少する中で安定的に鳥獣を捕獲できる体制を維持するために必要なものとして提言しているものです。計画的な捕獲のみならず、被害対策のための捕獲など、多くの場面で活用される制度となるよう、今後、詳細な検討がなされるべきと考えます。
190	7	2	3(3)①	事業者認定制度は、都道府県、市町村の各レベルにおいて保護管理全般を熟知し、かつ関係部局と調整できる専門的な知識や技能を持った行政官が配置され、適切な行政指導のもとに運用する制度であることを前提とすべき。	1	3(6)①に専門的知見を有する専門家の育成・活用について述べており、ご意見の趣旨は概ね原文に含まれるものと考えます。
191	7	2	3(3)①	捕獲等を専門に行う事業者認定制度の創設に対して評価できる。その際、非狩猟鳥獣であるニホンザルや、地域的に絶滅が危惧されているツキノワグマなど、状況によっては保全が必要な種に対する措置や制限等を追記すべき。	1	事業者を認定する制度は、個人の狩猟者が減少する中で安定的に鳥獣を捕獲できる体制を維持するために必要なものとして提言しているものです。種ごとの管理の方針については、これまでどおり特定計画等によって決まるものであり、事業者の制度とは連動しないものと考えます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
192	7	2	3(3)①	この認定制度を進めるにあたっては、野生動物管理の経験や技術、安全管理に関する認定基準を設けるとともに、認定事業者を監督する専門家を都道府県に配置することとセットで導入すべき。	1	3(6)①に専門的知見を有する専門家の育成・活用について述べており、ご意見の趣旨は概ね原文に含まれるものと考えます。
193	7	3	3(3)①	「ニホンジカやイノシシ等」の「等」について、明確にすべき。	2	個体数の著しい増加や分布の拡大により生態系や農林業に深刻な被害を与えている種の例示であり、原文どおりとします。
194	7	3	3(3)①	「ニホンジカやイノシシ等、個体数の著しい増加や分布の拡大により生態系や農林業に深刻な被害を与えている種については」を「ニホンジカとカワウは、個体数の著しい増加や分布の拡大により生態系や農林水産業に深刻な被害を与えており」に修正すべき。	1	個体数の著しい増加や分布の拡大により生態系や農林業に深刻な被害を与えている種の例示であり、原文どおりとします。なお、対策が必要な種としては、5(4)で「ニホンジカ等」と述べています。
195	7	5	3(3)①	「これまで以上に捕獲圧を高め」ることに強く反対する。	33	小委員会における議論において、急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種については、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、従来の保護のための施策から被害対策のための積極的な管理を実現するための施策への転換が不可欠であるとの意見でまとまったものです。
196	7	7	3(3)①	反対。高標高地帯でまで、野生生物を捕殺し始めたらもう彼らの居場所は皆無である。	1	小委員会における議論において、急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種については、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、従来の保護のための施策から被害対策のための積極的な管理を実現するための施策への転換が不可欠であるとの意見でまとまったものです。
197	7	10-	3(3)①	地域密着型の捕獲をどう実現するか、事業者はどう専門家の配置を促すのか、既存の狩猟者団体との相違は何かを詳細に検討し、明記する必要がある。事業者が国や地方自治体、地域の意図に反した事業を行わないための具体的な防止策、事業内容の規制の在り方を示すべき。	1	ご意見の趣旨は、概ね3(3)で述べていると考えます。具体的な認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。
198	7	10-	3(3)①	事業者認定の仕組みや、その認定条件について不明瞭であり、制度に関して再検討が必要。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。
199	7	10-12	3(3)①	銃を持つ民間事業者を制度化することに強く反対する。	1	小委員会における議論において、捕獲圧を高めるとともに、従来の捕獲体制では対応が難しい捕獲を行う必要がある中、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
200	7	10-	3(3)①	事業者を認定する制度の創設に強く反対する。	72	小委員会における議論において、捕獲圧を高めるとともに、従来の捕獲体制では対応が難しい捕獲を行う必要がある中、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。
201	7	10-	3(3)①	認定事業者の制度化は、既存の猟友会組織との競合が懸念され、地域の捕獲効果の低下を招くので反対。	8	従来の捕獲体制を否定するものではないことや、認定事業者が地域の狩猟者と連携・協力することの重要性についても述べており、それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待するものです。
202	7	10-	3(3)①	事業者を認定する制度は不必要。	1	小委員会における議論において、捕獲圧を高めるとともに、従来の捕獲体制では対応が難しい捕獲を行う必要がある中、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。
203	7	10-	3(3)①	民間企業ではなく、公的機関が透明性を持って行うべきであり、反対。	5	小委員会における議論において、捕獲圧を高めるとともに、従来の捕獲体制では対応が難しい捕獲を行う必要がある中、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。
204	7	10-	3(3)①	シカやイノシシの生態に専門知識を有する森林総研のような公的な機関が取り組むようにすべき。この機関は、捕殺だけではなく、被害防除や生息地復元にも取り組むことが求められる。また、必ず、自然保護団体や動物愛護団体などの第三者によるチェック体制を整えるべき。	1	小委員会における議論において、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。なお、3(6)③において、調査研究の推進に研究者等が取り組むべきと述べており、ご意見の趣旨は概ね反映されているものと思います。
205	7	10-12	3(3)①	鳥獣の捕獲等を専門に行う事業者については「非営利法人」とすべき。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。
206	7	23	3(3)①	認定事業者は法人であることを要件のひとつとするよう提言すべき。また、違法行為に対する事業者への措置についても、具体的に提言すべき。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。
207	7	10-	3(3)①	新たな事業体を創設しても効果が期待出来ない事から認定事業者の様な制度の粗製・乱造は避けるべき。	1	小委員会における議論において、捕獲圧を高めるとともに、従来の捕獲体制では対応が難しい捕獲を行う必要がある中、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
208	7	10-	3(3)①	鳥獣の捕獲には、高度な技術と知識を要し、事業者の認定までには多額の投資と期間を要する。猟友会の果たしてきた役割を評価し、同会が更に十分活動できるような施策を優先して実施すべき。	1	従来の捕獲体制を否定するものではないことや、認定事業者が地域の狩猟者と連携・協力することの重要性についても述べており、それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待するものです。
209	7	13	3(3)①	認定事業者制度の創設の前に、国は、猟友会の充実を図る施策を講ずるべき。	2	従来の捕獲体制を否定するものではないことや、認定事業者が地域の狩猟者と連携・協力することの重要性についても述べており、それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待するものです。
210	7	13-15	3(3)①	高度な技術や地域に密着した捕獲は地元のハンターしかわからない部分がある。	1	従来の捕獲体制を否定するものではないことや、認定事業者が地域の狩猟者と連携・協力することの重要性についても述べており、それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待するものです。
211	7	10-	3(3)①	法の改正や予算等の措置、更には事故防止に対する補助によって、これまでの捕獲体制で捕獲目標は達成できると考える。	1	小委員会における議論において、捕獲圧を高めるとともに、従来の捕獲体制では対応が難しい捕獲を行う必要がある中、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。
212	7	10-	3(3)①	地元の狩猟者団体が「一定の要件を満たして事業者認定を受けることが期待される」とありますが具体的なことが示されていない。新しく法人組織が認定されたとしても地域に密着して取り組まなければならない。十分な検討をしてから取り組んでほしい。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。認定事業者の活用も含め、それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待するものです。
213	7	10-12	3(3)①	地元の有害捕獲事業に従事する捕獲隊による地域に密着した捕獲体制が一番好ましい。	1	従来の捕獲体制を否定するものではないことや、認定事業者が地域の狩猟者と連携・協力することの重要性についても述べており、それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待するものです。
214	7	10-12	3(3)①	効果的とは思わない。設置基準等、捕獲による報償金等は素案を示してほしい。	1	小委員会における議論において、捕獲圧を高めるとともに、従来の捕獲体制では対応が難しい捕獲を行う必要がある中、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。認定事業者制度の認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。
215	7	10-12	3(3)①	生息地管理のためレンジャー制度をつくることは必要だが、捕獲を主たる目的とする組織新設には反対。	1	小委員会における議論において、捕獲圧を高めるとともに、従来の捕獲体制では対応が難しい捕獲を行う必要がある中、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
216	7	10-12	3(3)①	捕獲はプロの狩猟集団を主体とすべき。(ニホンジカ、イノシシ)一方、趣味による狩猟は、対象を問わず、現在より厳しく規制すべき。	1	狩猟も個体群管理に貢献していると考えます。それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待するものです。
217	7	10-12	3(3)①	現在の猟友会に市町村が、有害鳥獣駆除を委託しているが、その町村によってはハンターが少ない場合もあり、効果を上げていない町村もある。従って都道府県単位で、技量及び知識の豊富な認定されたハンターに委託させるべき。	1	それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待するものです。
218	7	10-12	3(3)①	訓練を兼ねて警察や自衛隊等が鳥獣の捕獲作業を行うこととすべき。	1	警察や自衛隊等には本来の業務があります。本小委員会での審議の対象としていません。
219	7	10-	3(3)①	以下のような「鳥獣管理従事機関」制度が新設されるべき。 ・国は、その構成員に鳥獣管理捕獲等免許を有する者を含み、アクセスの困難な高山帯やレクリエーション客が多い国立公園にも対応できる高度な専門的捕獲技術を有し、関係法令の他、野生生物保全や動物愛護について十分な知識を有するなど、法令で定める一定の要件を満たす法人を、その申請に基づき、「鳥獣管理従事機関」として認定することができるものとする。 ・国は、認定された鳥獣管理従事機関に対する監督措置として、報告徴収・立入検査、適合命令、業務停止命令に加え、鳥獣法違反や関連法令の罰則違反により有罪判決を受けた場合等には認定を取り消すことができるものとする。 ・都道府県に置かれた鳥獣計画官は、国の認定を受けた鳥獣管理従事機関を、その申請に基づき、地域鳥獣計画に基づく鳥獣管理に従事する機関として登録(以下「機関登録」という)することができるものとする。 ・鳥獣計画官は、機関登録を受けた鳥獣管理従事機関に対する監督措置として、報告徴収・立入検査、適合命令、業務停止命令だけでなく、鳥獣法違反や関連法令の違反により有罪判決を受けた場合等には登録を取り消すことができるものとする。 ・機関登録を受けた鳥獣管理従事機関が地域鳥獣計画に基づく鳥獣管理捕獲を行なう場合には、日出前又は日没後の銃使用等の規制緩和を行なう。 ・機関登録を受けた鳥獣管理従事機関が、鳥獣管理捕獲とは別に商業目的等による一般狩猟を行なおうとする場合には、鳥獣計画官に対して鳥獣の種類、員数等一定の事項を事前に届け出なければならないものとする。届出を受けた鳥獣計画官は、届出内容が鳥獣の保護又は管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該一般狩猟を禁止し、もしくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命じることができるものとする。鳥獣管理従事機関は、一般狩猟の実施に当たり、当該都道府県があらかじめ定める手数料を納めなければならない。	1	ご意見の趣旨は、今後、認定事業者制度の仕組みや認定要件等について詳細な検討をするにあたり、参考とさせていただきます。ただし、法律の具体的な改正内容を審議会答申に記載することは考えておりません。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
220	7	10-12	3(3)①	想定される組織体制を明記した上で、「事業者」を定義しない限り認定事業者の制度は再検討を行うべきである。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。
221	7	10-12	3(3)①	“事業者の認定”ではなく、“事業者の育成”と書くべき。	1	小委員会における議論において、捕獲圧を高めるとともに、従来の捕獲体制では対応が難しい捕獲を行う必要がある中、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。
222	7	10-12	3(3)①	鳥獣の捕獲を専門に行う事業者を「認定する」制度ではなく「登録する」制度に変えるべき。	1	小委員会における議論において、捕獲圧を高めるとともに、従来の捕獲体制では対応が難しい捕獲を行う必要がある中、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。
223	7	10-	3(3)①	既存の狩猟団体には何かしらメリットがなければいけない。	1	7頁28～38行目に、既存の狩猟者団体が事業者認定を受けられることを期待することについて述べています。
224	7	10-	3(3)①	既存の狩猟者団体には、評価されるべき団体もあるが、そうでない団体もあるため、認定事業者登録への制限事項も検討すべき。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。また、それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待するものです。
225	7	10-	3(3)①	有害鳥獣駆除の妨害に対する罰則規定を盛り込むべき。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。
226	7	13-26	3(3)①	「事業者が経営を持続できるような社会基盤の整備が必要」であることをどこかに追記することを提案します。	2	ご意見の趣旨を踏まえ、支援の重要性について追記しました。
227	7	2	3(3)①	趣味による狩猟は対象を問わず現在より厳しく規制すべき。網による野鳥の捕獲は禁止し、罰則を強化すべき。	1	狩猟も個体群管理に貢献していると考えます。また、狩猟も自然との関わり方の一つであり、肯定されるべきものと考えます。
228	7	2	3(3)①	業務実施のプロセスや実施内容のチェック機能を持つ仕組みを示すべき。	1	認定事業者制度の仕組みについては、今後、詳細な検討をすべきと考えております。
229	7	12	3(3)①	効果的な捕獲体制の構築には、適切な捕獲技術と安全確保に労力とコストが必要となるため、「捕獲の技術と安全を担保するために十分な自然科学の知識と危機管理技術とそれらに見合う予算の確保が必要である」との記述が必要。	1	ご指摘の点は、概ね原文に含まれていると考えます。また、行政的としての支援の必要性については追記しました。
230	7	12	3(3)①	効果的な捕獲体制の中には「科学的で計画的な捕獲計画を策定し、効果を検証するための拠出根拠として、捕獲実数の正確な把握と捕獲個体の処理体制の整備が必要である。」と記述が必要。	3	科学的で計画的な捕獲計画の策定等については、基本的には行政の役割と考えており、原文どおりとします。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
231	7	2	3(3)①	事業者を入れるなら捕殺よりもむしろ鳥獣の生息状況のモニタリングや計画・評価などは最低限やるべき。	1	事業者については、モニタリングや計画策定・評価にも関与することが期待されますが、個人の狩猟者が減少する中で安定的に鳥獣を捕獲できる体制を維持するために必要なものとして提言しているものです。
232	7	15-17	3(3)①	第三者の評価による評価の方法の検討が必要。	1	捕獲等を依頼した者によって、事業者の実績や手法等の評価が行われるものと考えます。
233	7	2	3(3)①	捕獲候補地（自衛隊演習場、国有林など）を管理する国の行政機関に対して、捕獲への協力を義務づけるべき。	1	関係主体の連携の必要性については、3(2)に述べており、ご意見の趣旨は概ね原文に含まれていると考えます。
234	7	10	3(3)①	「ため、一定の技能と」を「ため、ニホンジカとカワウについては、一定の技能と」に修正すべき。	1	認定事業者の行う捕獲はニホンジカとカワウに限定されるものではないため、原文どおりとします。
235	7	13	3(3)①	文頭に「ニホンジカとカワウについて」を挿入すべき。	1	認定事業者の行う捕獲はニホンジカとカワウに限定されるものではないため、原文どおりとします。
236	7	13	3(3)①	捕殺する業者のみでなく、自然保護団体など監視役も加え、生息地の環境保全にも努めるべき。	1	3(2)において、関係主体の役割と連携を述べており、ご意見の趣旨は概ね原文に含まれていると考えます。
237	7	18	3(3)①	事業者に対して研修を求めるとい主旨なのか、また、鳥獣管理の専門家の配置を促すのは誰なのか、分かりやすい表現にあらためるべき。	2	事業者の認定要件について述べています。趣旨を明確化するため、一部修正します。
238	7	18	3(3)①	特例規定を設けてまで狩猟免許を持っていない人（一部狩猟免許を持っていたとしても）を事業者として認めるべきでない。	1	現時点では実際の捕獲に従事する者は狩猟免許所持者を想定していますが、認定事業者制度の仕組みについては、狩猟免許の所持を含め、今後、詳細な検討をすべきと考えております。
239	7	18-21	3(3)①	認定要件については、安全性を確保すること、自然生態系の動向を把握すること、地域社会や関係機関との連携を調整するコーディネートを適正に行うこと、成果を残すことに貢献できる力量を盛り込むことが必要。	2	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
240	7	18-21, 40-1	3(3)①	認定要件（事業者ならびに個人レベル）については、意識や技能に加えて「コーディネート力」や「戦術性・戦略性」などを含む能力や人格性などが必要なことにも言及してはどうか。	2	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
241	7	18-21	3(3)①	事業者の要件が記載されているが、「対象鳥獣の習性の熟知」を加筆してほしい。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
242	7	18-21	3(3)①	鳥獣の捕獲等を専門に行う事業者の要件の中に、「動物の福祉についての正しい専門的知識を有すること」を明記すべき。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
243	7	18-	3(3)①	事業者認定制度創設にあたっては、動物福祉に配慮し動物の苦痛を最小限にする屠殺方法をガイドライン等の文書により規定・明文化・義務化するべき。また、規定を実行する高い能力を有することを認定要件とするべき。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
244	7	20	3(3)①	「さらに、」の後に、「地域の状況に応じ」を挿入すべき。	1	認定事業者に専門家の配置を促すものであり、趣旨を明確化するため、一部修文します。
245	7	21	3(3)①	「観点も重要である」を「ことが重要であり、合わせて財政的支援も検討すべきである」に修正すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、行政的支援を検討すべき旨を追記しました。
246	7	23-26	3(3)①	「加えて、認定した事業者による捕獲を進めるために必要となる費用等について、国による負担等を検討していく必要がある。」ことなども記載すべき。	1	3(4)及び(5)において都道府県や国による計画的な捕獲の推進や、国としての予算の確保や配布の検討について述べており、ご意見の趣旨は概ね原文に含まれていると考えます。なお、行政的支援を検討すべき旨は追記しました。
247	7	23-26	3(3)①	事業者の認定については、利益中心の捕獲になる恐れがあり、捕獲競争になった場合に、個体数の保護という部分で難しくなる。	1	科学的で計画的な捕獲計画の策定等については、都道府県の役割であり、捕獲数の調整もなされるものと考えます。
248	7	23-8	3(3)①	事業者認定において、捕獲実績や効果的な捕獲体制の構築をめざす余り、その責任の軽減や規制緩和は極めて危険。	36	個人ではなく事業者としての責任を求めるものであり、責任の軽減等を検討しているものではありません。
249	7	23	3(3)①	銃刀法に基づく捕獲用の銃を所持するための警察（公安委員会）に対する事務手続きの効率化・簡素化が図られる必要があり、また、銃は野生動物管理のための捕獲方法の一つとして必要不可欠な道具であることも記述すべき。	1	「銃刀法」は今回のパブリックコメントの対象ではありませんが、関係省庁間の連携は重要と考えています。
250	7	23-	3(3)①	認定事業者の銃の所持や保管について法人の所有、保管を可能とすべき。	1	「銃刀法」は今回のパブリックコメントの対象ではありませんが、関係省庁間の連携は重要と考えています。
251	7	24	3(3)①	殺すことが善であるという前提が当たり前のような取り決めは道義上、許されない。	1	小委員会において、急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種については、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、従来の保護のための施策から被害対策のための積極的な管理を実現するための施策への転換が不可欠であるとの意見でまとまったものです。
252	7	28	3(3)①	「認定事業者」が「既存の狩猟者団体」の看板の掛け替えになることは厳に避けられるべきである。既存の狩猟者団体の構成員による縄張り支配が科学的・効率的な捕獲の徹底を妨げてきた面があることが真摯に受け止められるべき。	2	それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待します。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
253	7	28-	3(3)①	拙速に新規参入を促すと、予算がつくところだけ業者が、いわゆるいいとこ取りで参入し、猟友会の協力の動機付けは減殺し、結局、鳥獣管理の担い手がなくなることにもなりかねないので、慎重な制度設計を望む。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待します。
254	7	28-29	3(3)①	「事業者認定の仕組みを創設することは、狩猟者団体の構成員を中心として行われてきたこれまでの捕獲体制を否定するものではないことを強調したい。」とあるが、否定する以外なものでもないとする。	1	事業者認定の仕組みの創設は、個人の負担や責任が軽減されることも視野に入れたものです。それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待します。
255	7	28-30	3(3)①	「中心として行われてきたこれまでの捕獲体制を否定するものではないことを強調したい」を「中心として行われてきているこれまでの捕獲体制を支援するものである」に修正すべき。	1	新たに制度を創設することを示すため、原文どおりとします。
256	7	29-35	3(3)①	「これまでの捕獲体制を否定するものではないことを強調したい。これまでの捕獲実績は評価されるべきものであるが」は削除すべき。	1	小委員会における議論の趣旨を踏まえたものであり、原文どおりとします。
257	7	34-35	3(3)①	「したがって、既存の狩猟者団体が一定の要件を満たして事業者認定を受けることが期待される」は削除すべき。	1	狩猟者団体の構成員を中心として行われてきたこれまでの捕獲実績は評価されるべきものであり、一定の要件を満たして事業者認定を受けることで、効果的な捕獲体制が構築できるものと考えています。
258	7	28-35	3(3)①	「既存の狩猟団体が・・事業者認定を受けることが期待される」といった文言は不適切。	1	狩猟者団体の構成員を中心として行われてきたこれまでの捕獲実績は評価されるべきものであり、一定の要件を満たして事業者認定を受けることで、効果的な捕獲体制が構築できるものと考えています。
259	7	28-38	3(3)①	これまでの捕獲体制については、「都道府県で編成を指導している捕獲隊や鳥獣被害対策実施隊などの取組は、極めて重要な取組となっており、今後は、これらの取組をさらに推進するとともに、事業者を認定した捕獲の仕組みは、これら従来の捕獲体制との棲み分けや役割分担を明確にして、従来の取組と組み合わせることで、相乗効果があげられるようにしていくことが必要である。」といったことも記載すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、一部修正します。
260	7	28-38	3(3)①	狩猟者団体と認定事業者との間では、連携協調と同時に適切な分業（役割分担）が必要。また、役割分担には、地域的な分業、機能的な分業、手法的な分業等も想定される。この部分に「分業（役割分担）」の必要性に関わる文言を明確に記すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、一部修正します。
261	7	28-38	3(3)①	鳥獣管理業務に参画する意思のある人を市町村が公募するなどの広い人材募集の機会を設けてほしい。	1	地域の実情に応じて検討されるべきものと考えます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
262	7	28-38	3(3)①	事業者認定で活動が行われる場合、労務費を含む費用が出るとなれば、猟友会支部の対応もかなり違う。	1	認定事業者が都道府県等の捕獲を業務として請け負うことを想定しています。
263	7	28-38	3(3)①	捕獲目標を少なくとも現状の倍以上としながら、一方で、捕獲者を新たに創設する一部の認定事業者に限定することは、目標と逆行し、成果を上げることは困難になると考え、認定制度に反対する。	1	新たに創設する事業者に限定するのではなく、従来の捕獲体制にも期待するものです。それぞれの地域に適した効果的・効率的な捕獲が行える体制が構築されることを期待します。
264	7	32-35	3(3)①	「現在の倍以上の捕獲が必要、個人の負担を軽減し、効果的な捕獲体制を構築する。」とあるが、個人の負担を軽減するとはどのようなことか、これまで狩猟者はボランティアで負担に対する恩典はなかった。	1	捕獲許可の申請手続きや報告義務等の負担について述べています。
265	7	34-35	3(3)①	既存の狩猟団体が事業者認定を受けることに強く反対する。	1	既存の狩猟者団体を中心とする捕獲体制による捕獲実績は評価されるべきであり、既存の狩猟者団体が一定の要件を目指して事業者認定を受けることが期待されるため、原文どおりとします。
266	7	34	3(3)①	「一定の要件を満たして」の「一定」は曖昧であり、「前述の要件を満たして」など、具体的な表記にあらためるべき。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えております。
267	7	34-35	3(3)①	「既存の狩猟者団体が一定の要件を満たして事業者認定を受けることが期待される。」を「既存の狩猟者団体が一定の要件を満たして、地域密着型事業者として認定を受けることが期待されるので、既に地域の核となって、ニホンジカの捕獲を推進している狩猟者団体が事業者認定が受けられるような教育プログラムのあり方について検討する。」に修正すべき。	1	認定事業者制度の仕組みや認定要件等については、今後、詳細な検討をすべきと考えており、原文どおりとします。
268	7	36-38	3(3)①	「また、認定事業者が」を「また、地域外の認定事業者が」に修正し、最後に「このような事業者と地域の狩猟者との調整を事業者任せにするのではなく、行政が積極的に関与して解決を図ることが、地域住民の安心につながるため、認定事業者と狩猟者を管理できるような技能と知識を有する専門行政職の創設を検討する。」を加えるべき。	1	都道府県などにおける専門的知識を有する専門家の育成・活用の必要性については、3(6)で述べており、ご意見の趣旨は概ね原文に含まれていると考えます。
269	7	36-38	3(3)①	「従来その地域で活動してきた狩猟者がいる場合には、活動に配慮し、協力を求める。」等とあるが、営利で活動する認定業者に猟友会員が協力することは無理がある。	1	認定事業者が地域の狩猟者と連携・協力することは重要と考えていますが、ご意見については今後の施策の参考にさせていただきます。
270	7	37	3(3)①	「…必要な協力を求めると同時に適切な役割分担体制を構築して十分な…」と修正すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、従来の体制による取組と効果的に連携が図られることの重要性について追記します。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
271	7	40-8	3(3)①	許可捕獲に関する免許の内容が不明瞭であり、通常の狩猟免許との関係について、もう少し具体的に（例えば、許可捕獲免許は狩猟免許と見なされるのか、猟期における許可捕獲免許の取り扱いなど）述べるべき。またシカの個体数の速やかな削減を主とする鳥獣管理（捕獲優先管理）においては、許可捕獲が果たす役割は大きい、その捕獲がうまく行ってシカの個体数が減少したときには許可捕獲の役割は小さくなる。その時に許可捕獲免許取得者が、地域の狩猟者として地域に溶け込んで、鳥獣保護管理の担い手として活動できるようなプログラムについても言及すべき。	1	一般狩猟のための免許と許可捕獲のための免許の区分に関する検討には時間を要すると考えられるため、引き続き検討が必要と考えており、原文どおりとします。
272	7	40-8	3(3)①	趣味の狩猟ではなく、捕獲許可のための個人資格制度を創設すべき。	1	一般狩猟のための免許と許可捕獲のための免許の区分に関する検討には時間を要すると考えられるため、引き続き検討が必要と考えており、原文どおりとします。
273	7	8-12, 23-25	3(3)①	新たに認定制度を創設する必要はなく、現行法の中で団体等へ依頼することは可能であり、新たな手続きに要する時間を考えると、現行法の中でできる緩和措置で十分対応できる。	1	小委員会における議論において、捕獲圧を高めるとともに、従来の捕獲体制では対応が難しい捕獲を行う必要がある中、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。
274	7	9-12, 23-25	3(3)①	認定事業者の制度の創設に反対。いわんや、その事業者に対する規制の軽減も反対。対処すべき方法「鳥獣管理」の達成水準を環境省・都道府県が明示し、この達成のために猟友会と構成員を活用する手法を被害防止計画と一体化して構築すべき。	1	小委員会における議論において、捕獲圧を高めるとともに、従来の捕獲体制では対応が難しい捕獲を行う必要がある中、一定の技能と安全管理体制を有する事業者を認定し、安全性を確保した上で業務の円滑な実施と効率的な捕獲を促進する制度を創設することが効果的であるとの意見がまとまったものです。
275	8	1-5	3(3)①	狩猟免許取得には、鳥獣の保護管理に必要な知識も必要であり、許可捕獲の条件に狩猟免許の所持は必要。また、免許の二分化は、手続を煩雑にするもので、緩和にはならない。	1	一般狩猟のための免許と許可捕獲のための免許の区分に関する検討には時間を要すると考えられるため、引き続き検討が必要と考えております。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
276	8	1-8	3(3)①	8行目の文章に続けて、以下の文言を挿入すべき。「また、認定事業者による捕獲に従事する者の銃刀法上の銃器所持許可制度についても、一般の趣味の狩猟者の銃器所持の許認可や犯罪防止の観点の銃器所持規制とは別に制度的な検討を進めるべきである」	1	「銃刀法」は今回のパブリックコメントの対象ではありませんが、関係省庁間の連携は重要と考えています。
277	8	3-8	3(3)①	狩猟免許とは別に鳥獣保護管理の担い手としての許可（または免許）の創設は評価できるため、原案では引き続き検討とあるが、早急に創設を図るべき。	1	一般狩猟のための免許と許可捕獲のための免許の区分に関する検討には時間を要すると考えられるため、引き続き検討が必要と考えており、原文どおりとします。
278	8	4-8	3(3)①	一般狩猟・許可捕獲での免許の区分けは適切ではないため、削除すべき。	1	一般狩猟のための免許と許可捕獲のための免許の区分に関する検討については、引き続き検討が必要と考えており、原文どおりとします。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
279	8	4-8	3(3)①	「鳥獣保護管理を担う専門家認定する仕組み」とあるが、鳥獣保護管理を担う専門家になる者とは誰なのか、その従事者はこれまで狩猟を行ってきた猟友会員ではないのか、猟友会にとって大問題である。	1	「鳥獣保護管理を担う専門家」には、行政において携わる者など、様々あり得ると考えます。これらに関しては、引き続き検討が必要と考えています。
280	8	5	3(3)①	「鳥獣管理捕獲等免許」を従来の狩猟免許とは別途に制度化することの必要性が強調されるべき。・鳥獣管理捕獲は、新たな「鳥獣管理捕獲等免許」を受けた者のみが実施できるものとする。・商業的な資源利用の目的で組織的に鳥獣を捕獲する者に対しても、「鳥獣管理捕獲等免許」制度によって規制を行なう。・費用負担（現在の狩猟税、狩猟免許手数料に該当するものは、事業として捕獲を行うという性格上、現行の狩猟税等よりも高額化する。ただし、都道府県職員が公務に従事する場合等もつばら鳥獣管理捕獲に従事するために免許を取得する場合の減免措置を定める。・知識や技能については、個体群管理に関する項目が含まれ、かつ全般的により高度なものを要求する。・「鳥獣管理捕獲等免許」導入に当たっては、地域鳥獣計画（現：特定計画）の実施に支障がないよう、「鳥獣管理捕獲等免許」を受けた者の確保に必要な相当の期間、現行の「特定鳥獣の数の調整の目的」でする捕獲（法第9条第1項）を許可できる旨の経過措置を置き、同期間中、一般狩猟者による同目的捕獲が行えるものとする。	1	一般狩猟のための免許と許可捕獲のための免許の区分に関する検討については、引き続き検討が必要と考えており、今後の参考とさせていただきます。
281	8	5	3(3)①	現実的に、捕獲の際に、狩猟免許所持者と捕獲許可のための免許所有者がどのように業務を分担するかの棲み分けが困難。	1	一般狩猟のための免許と許可捕獲のための免許の区分に関する検討については、引き続き検討が必要と考えています。
282	8	11	3(3)②	農林業者の自衛のための捕獲を不要許可とすることは、安易な捕獲や、人里への誘引、クマやペットの錯誤捕獲、人身事故等を助長するおそれがあり、生物多様性や安全性の観点から反対。	11	農林業者が自ら行う被害防止のための捕獲については、ご指摘の点を含め、様々な課題があると認識しており、引き続き検討を行います。
283	8	11	3(3)②	規制緩和を進めるべきではなく、「さらに（中略）寄与する」の記述を削除すべき。	1	農林業者が自ら被害対策を行うことは重要であることから、原文どおりとし、引き続き検討を行います。
284	8	18	3(3)②	「クマ類の錯誤捕獲」という記述を「クマ類をはじめ、他鳥獣種の錯誤捕獲」に変えるべき。	1	ご指摘を踏まえ、「クマ類等」と修文します。
285	8	11	3(3)②	「自衛のための捕獲」は、安全管理と野生動物保護管理推進の両面から、より適切に把握できる有害捕獲制度に一本化することが望ましい。	2	農林業者が自ら行う被害防止のための捕獲については、様々な課題があることを認識しており、ご意見の趣旨を参考に引き続き検討を行います。
286	8	11	3(3)②	事業地内で、農林業者等が被害防止のために行う捕獲については、囲いわなの他、「箱わな」、「くくりわな」についても、期間を問わず、捕獲許可を不要とする制度設計が必要。	2	農林業者が自ら行う被害防止のための捕獲については、ご指摘の点を含め、様々な課題があることを認識しており、ご意見の趣旨を参考に引き続き検討を行います。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
287	8	11	3(3)②	わなを用いた捕獲の規制緩和の検討に際しては、事業地として農地以外に林業事業地もあること、止めさしの適正な実施、に関しても検討を行うべき。	1	農林業者が自ら行う被害防止のための捕獲については、様々な課題があることを認識しており、ご意見の趣旨を参考に引き続き検討を行います。
288	8	11	3(3)②	土地管理者による自衛捕獲は、年中、許認可届不要とすべき。	1	土地管理者による自衛捕獲についても、農林業者が自ら行う被害防止のための捕獲と同様、様々な課題があると認識しております。
289	8	11-15	3(3)②	困いわな使用にも問題があり、山林など野生生物の生息地でのわな使用は原則的に禁止するべき。	1	定期的な見回りの徹底など、適切な使用が重要と考えます。
290	8	11	3(3)②	錯誤捕獲時の放獣が特に難しい「くくり罠」、使用禁止にすべき。	2	定期的な見回りの徹底など、適切な使用が重要と考えます。
291	8	18	3(3)②	「くくり罠」は放獣がむずかしいので、クマがかからない大きさにすることが必要。無謀な罠かけはやめるべき。	1	くくりわなの径は12cm以下とされており、適切な使用が重要と考えます。
292	8	13-19	3(3)②	箱わなの規制緩和に反対。	1	農林業者が自ら行う被害防止のための捕獲については、様々な課題があることを認識しており、引き続き検討を行います。
293	8	13	3(3)②	自衛のための捕獲に関する規制緩和に反対。	3	農林業者が自ら行う被害防止のための捕獲については、様々な課題があることを認識しており、引き続き検討を行います。
294	8	20	3(3)②	錯誤捕獲については、獣種・頭数、怪我の有無、処置について、報告する義務をもたせることが必要。	2	農林業者が自ら行う被害防止のための捕獲については、錯誤捕獲に関する課題があることを認識しており、引き続き検討を行います。
295	8	16-19	3(3)②	クマ類の錯誤捕獲の実態や防止対策を記載すべき。	3	今回の答申においては、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てております。
296	8	18-19	3(3)②	無計画なニホンザルの群れ全頭捕獲は避けられるべきであり、素案の記載に賛同する。	1	ご意見の趣旨を踏まえて、引き続き検討します。
297	8	21-22	3(3)②	講習会が狩猟技術向上の役に立っていない。講習会に技術向上を期待するのであれば、現在の講習会を抜本的に改革すべき。	1	農林業者が自ら行う被害防止のための捕獲については、様々な課題があることを認識しており、ご意見の趣旨を参考に引き続き検討を行います。
298	8	23	3(3)②	「鳥獣の捕獲の担い手の減少・高齢化に対応し、捕獲の担い手を確保していくため、若手担い手の新規参入を促すための措置を講ずる必要があるとともに、捕獲の担い手のスキルアップを図るための捕獲技術の伝承や効率的な捕獲方法の普及等を推進する必要がある。」ことも記載すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、3(6)③の調査研究の推進に一部を追記します。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
299	8	23	3(3)②	「関係者との調整を図りつつ、引き続き検討が必要である」を「関係者との調整を早急に図り、規制緩和及び財政的支援を積極的にを行う必要がある」に修正すべき。	1	検討の結果次第で措置が異なるため、原文どおりとします。
300	8	25-30	3(3)③	タイトルを「③ワナ猟免許、網猟免許、銃器所持許可の取得年齢の引き下げ」とし、内容も銃刀法上の銃器所持許可取得年齢を適切な年齢まで引き下げることを検討することを記載すべき。	1	「銃刀法」については今回のパブリックコメントの対象ではありません。
301	8	25	3(3)③	「現行の20歳から適切な年齢に引き下げることに強く反対する。	49	小委員会の議論において、農林業被害防止等の推進に向けて、わな猟及び網猟の年齢引き下げには一定の意味があるとまとまったものです。
302	8	25	3(3)③	わな猟免許網猟免許の年齢取得の年齢引き下げに賛成。具体的には18歳以上かつ一定の知識と訓練を得た者に対して免許を交付して良い。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
303	8	25-30	3(3)③	地域の若い捕獲従事者を確保するための案としては不十分である。このような規制緩和よりも、11頁40行目から記述されているような普及啓発活動によりハンターの認知度の低さを是正し、その役割の重要性を広めていくことが重要。	1	小委員会の議論において、農林業被害防止等の推進に向けて、わな猟及び網猟の年齢引き下げには一定の意味があるとまとまったものです。 ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
304	8	25-30	3(3)③	意味があるとは思えない。年齢を下げることより、先に興味を持ってもらうようにイベント等を開催するほうが、より効果的だと思う。狩猟行為は知識と経験がものをいう。	1	小委員会の議論において、農林業被害防止等の推進に向けて、わな猟及び網猟の年齢引き下げには一定の意味があるとまとまったものです。 ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
305	8	25-30	3(3)③	削除すべき。銃猟が認められない若年者が止めさし処理をどのように行うのか。わな猟は経験が必要とされ、取得年齢を引き下げても捕獲数がどれだけ増大するか不明。中・小型哺乳類や鳥類への悪影響も懸念される。誤捕獲の増大をもたらす可能性も高い。網猟についてはカワウの捕獲にどれだけ効果があるか不明であるため、取得年齢の引き下げは必要ない。	1	小委員会の議論において、農林業被害防止等の推進に向けて、わな猟及び網猟の年齢引き下げには一定の意味があるとまとまったものです。
306	8	25-30	3(3)③	捕獲個体の扱いに関する課題がある中で、年齢引き下げには反対する。	1	小委員会の議論において、農林業被害防止等の推進に向けて、わな猟及び網猟の年齢引き下げには一定の意味があるとまとまったものです。
307	8	25-30	3(3)③	事故増加の可能性があるため、取得年齢は現状のままでよい。	1	小委員会の議論において、農林業被害防止等の推進に向けて、わな猟及び網猟の年齢引き下げには一定の意味があるとまとまったものです。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
308	8	25-	3(3)③	賛成。諸外国の現行制度や我が国の戦前の制度を見ても、15歳や16歳など、より低い年齢である。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
309	8	25-30	3(3)③	わな猟免許の取得にあたっては、錯誤捕獲の増大につながらないように取得者への講習等の必要性について記述すべき。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
310	8	25	3(3)③	在学中の高校生等へのわな免許取得許可については、慎重に検討すべき。	6	小委員会の議論において、農林業被害防止等の推進に向けて、わな猟及び網猟の年齢引き下げには一定の意味があるとまとまったものです。
311	8	25-30	3(3)③	従事者を確保する観点からも診断書の提出廃止を要望する。	1	狩猟を安全かつ適正に行うために必要なものと認識しています。
(4) 計画的な捕獲の推進						
312	8	32	3(4)	個体数管理のための捕獲事業の規制緩和として捕獲許可の手続きを不要とすることに反対。	50	ニホンジカ等の個体数が増大している鳥獣については、個体群管理のための捕獲を積極的に進める必要があります。このため、都道府県又は国の機関が捕獲事業計画を策定して実施する場合に限り、捕獲許可の手続きを不要とすることで、事業の円滑な実施を図り、特定計画による保護管理を促進する必要があると考えます。
313	8	32	3(4)	捕獲方法の緩和については、安全性の確保に対する指導と事故対応の仕組み作りを併記すべき。	1	事業の仕組みについては、今後、詳細な検討をすべきと考えておりますが、安全性の確保は重要であり、ご意見の趣旨は概ね原文に含まれているものと考えます。
314	8	32	3(4)	個体数が適正個体数より大幅に増加し、農林被害が深刻化している地域においては、一定期間、一般人の立ち入り禁止処置を行い、専門業者（環境省より認定された）による集中的な駆除活動を行うのが効果的。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
315	8	33-	3(4)	カワウが絶滅危惧種にならないよう行き過ぎた頭数調整は慎むべき。	1	地域の実情に応じた方法で適切に個体群管理のための捕獲が行われることが重要と考えております。また、カワウについては、行為機構議会等で都道府県間の連携も図っています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
316	8	33-37	3(4)	特定鳥獣の個体数の増加を防ぐために、保護区での狩猟も認めてはどうか。	1	無秩序な鳥獣の捕獲は鳥獣保護区における鳥獣の保護に影響を与えることから狩猟は認められませんが、許可捕獲は可能です。
317	8	40	3(4)	認定事業者に対し捕獲許可の手続きを不要とし、捕獲個体の放置の禁止を緩和、夜間における銃による捕獲を行えるようにすることは、鳥獣の保護管理、環境への影響、安全の確保上問題がある。	1	都道府県又は国の機関が捕獲事業計画を策定して実施する場合に限り、捕獲許可の手続きを不要とする等の規制緩和を行うことを検討するもので、事業者が自らの判断で行うことは考えていません。安全管理やその他鳥獣の保護への配慮は、実施者である都道府県や国の機関が責任を持って行うべきものです。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
318	9	7	3(4)	夜間の銃使用は絶対に認めるべきではない。	11	夜間の銃による捕獲は、都道府県又は国の機関が策定する捕獲事業計画に基づき、3(3)①の鳥獣の捕獲等を専門に行う事業者が行う場合において、関係警察署との調整等安全管理を厳格に行えることを条件として、限定的に認めることを検討する必要があると考えます。なお、適切な方法で実施しなければ、危険性が高いことや、効果的な捕獲を困難にすることに留意し、慎重に行うべきであると考えます。
319	9	2-	3(4)	「捕獲個体の放置の禁止を緩和すること」に強く反対する。	38	ニホンジカ等の個体数が増大している鳥獣については、個体群管理のための捕獲を積極的に進める必要があります。このため、都道府県又は国の機関が捕獲事業計画を策定して実施する場合、捕獲個体の回収が容易ではなく周辺環境への影響が少ない場合等に限り捕獲個体の放置の禁止を緩和するなど、特定計画による保護管理を促進する必要があると考えます。
320	9	2	3(4)	捕獲個体の放置の禁止の緩和は、鉛弾が完全に撤廃されていない現段階では、なされるべきではない。	6	捕獲個体の放置の禁止の緩和は、都道府県又は国の機関が策定する捕獲事業計画に基づき行われる、非鉛弾を使用した捕獲に限る必要があると考えます。
321	9	2	3(4)	都道府県が行う捕獲事業において、捕獲個体の放置については、原則禁止のままとし、禁止の緩和に際しては、捕獲者が独自に判断するのではなく、事業の実施主体である都道府県が個別の場所について判断する体制を設けるべき。このためにも特定計画を担当する職員の配置が前提となるべき。	1	捕獲個体の放置の禁止の緩和は、都道府県又は国の機関が策定する捕獲事業計画に基づき行われる捕獲において適用されるものです。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
322	9	2-6	3(4)	「鉛弾を使用していないことを条件」を加えると、鉛弾を使用した場合には、全て持ち帰るか埋設が必要となり、捕獲者に過大な負担を強いることとなり、捕獲拡大にも大きな障害となる。	1	鳥獣保護法第18条の規定により、捕獲した鳥獣は適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微であるとして環境省令で定める場合を除き、放置することが禁止されております。
323	9	2-6	3(4)	捕獲個体の回収が容易でない場合や周辺環境への影響が少ない場合とは、明確な基準で定めることができるのか。生態系への影響も懸念されるため、捕獲促進だけを考えて安易に発想すべきことではない。	1	捕獲個体の回収の容易、周辺環境への影響等については、地域の実情に応じて事業実施者である都道府県又は国の機関によって判断されるものと考えます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
324	9	2	3(4)	捕獲を円滑にするため、廃棄物処理法等の関係法規の改正により、下記の方策を盛り込むようお願いしたい。・今後、一般廃棄物処理計画に想定される野生鳥獣の捕獲数及び処理方法を記載。・当面、野生鳥獣の死体は、一廃、産廃どちらでも扱えるようにする。・野生鳥獣の死体処理を見込んだ焼却炉の新設や改造、最終処分場の拡大などの支援 措置を設ける。・野生鳥獣の死体処理だけに特化した嫌気性発酵による減容目的の最終処分場制度の新設。(遮水シートや検知器、排出水処理等の最終処分場の構造基準の大幅緩和) 減容後は、掘り返し焼却処理後に通常の最終処分。・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第十九条の改正による「適切な 処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合」の拡大と廃棄物処理法で、個別法の規定による特例措置の告示等。	1	小委員会では、鳥獣保護法の範囲での鳥獣の放置の緩和について検討したものです。 ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
325	9	2-6	3(4)	「特定計画制度による緩和措置」について、特定計画を策定した鳥獣については、個体数管理で行うことが望ましいと指針では示されているが、免許をもたない者の従事者としての参画などは、有害捕獲に限られている。特定鳥獣については、有害、個体数調整の区分をなくし、捕獲許可の手続きを簡素化されたい。	2	有害鳥獣捕獲と個体数調整は趣旨が異なるため、手続きには違いが生じるものと考えます。
326	9	3-4	3(4)	捕獲個体の放置を緩和することについては、積極的には賛成できない。やむを得ずという理由が曖昧で、あつという間に骨と皮が残されるように考える。放置するより、回収の手立てを考えるべき。	1	都道府県又は国の危機感が実施する捕獲事業に限り、また、一定の基準の下で放置を緩和するものであり、広く緩和することは想定していません。
327	9	4-6	3(4)	捕獲における規制緩和措置の一つとして捕獲個体の死骸を放置する場合の留意事項に、死肉食動物種や生物群集に対する悪影響がないことを加えるべき。	1	放置の緩和については、周辺環境への影響が少ない場合等としており、具体的な基準については今後検討が必要と考えます。
328	9	7-12	3(4)	海外でも基本的には禁止されており、厳格な審査のもと極めて限定的にしか行われていないことから、削除するか、「今後、検討を進める」に表現を修正すべき。	2	海外の事例では夜間に銃により捕獲を行うことが効果的な場合も指摘されており、原文どおりとします。ただし、安全管理を徹底する手法については詳細検討が必要と認識しています。
329	9	7-12	3(4)	夜間発砲については、危険性が高いことから、やむを得ず必要な緊急避難的な場合にのみ、許可捕獲として認めるべきであり、基本的には反対。	1	個体数を削減するための手段として有効であるとの知見があり、安全管理を徹底した上での導入を検討すべきと考えます。
330	9	7	3(4)	夜間に銃で捕獲は、安全性をしっかりと確保してほしい。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
331	9	7-12	3(4)	詳細な解説にするか、呼称の紹介にとどめるべき。	1	個体数を削減するための手段として有効であるとの知見があり、安全管理を徹底した上での導入を検討すべきと考えます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
332	9	7-18	3(4)	夜間のシカ捕獲には、消音器や小口径ライフルの使用が有効であり、銃刀法における特例措置についても言及すべき。	1	「銃刀法」による規制は今回のパブリックコメントの対象ではありません。
333	9	12	3(4)	夜間の銃の使用等を認めるにあたっては厳格性と同時に、「事業者の認定」と関連づける必要があるため、「捕獲事業者の認定要件ともリンクさせ慎重に…」とすることを提案します。	2	安全管理を徹底する手法については詳細検討が必要と認識しており、ご意見の趣旨は今後の検討の参考にさせていただきます。
334	9	12	3(4)	「実際の対策を進める上での都道府県と市町村の連携が十分でないとの指摘もある。」この指摘を無視して規制を緩和してはいけない。	1	個体数を削減するための手段として有効であるとの知見があり、安全管理を徹底した上での導入を検討すべきと考えます。
335	9	13-14	3(4)	認定事業者を活用した捕獲の申請主体は、都道府県や国に限られるのか。市町村は認定事業者を活用できないのか。	1	個体数調整のための捕獲事業については、都道府県や国の機関が実施者となることを想定していますが、認定事業者の活用は、都道府県や国に限定するものではありません。
336	9	32-14	3(4)	「特定計画における（中略）狩猟規制の緩和のみである」とあるが、ニホンジカはそもそも当該特定計画の対象であり、計画は個体群管理を目指して制定されたはずである。次の文（ニホンジカ等の?仕組みが必要である）につながっていない。特定計画がそのための仕組みとなっていなかったのであれば、その旨明記するとともに原因を解析すべき。38行以下の「具体的には（中略）捕獲等にかかる規制緩和を行うことが考えられる」の文も、「特定計画におけるニホンジカの狩猟規制の緩和」がそれに該当しないというのであれば、日本語として明らかに矛盾した表現になっている。9ページ2行「緩和の内容としては」以降も、狩猟規制の緩和そのものである。特定計画における狩猟規制の緩和が不十分であり、新規に追加の措置が必要ということであれば、その旨具体的に明記すべき。	1	今回緩和を検討しているのは、都道府県や国の機関が実施する事業における捕獲等に係る規制の見直しであり、狩猟の緩和ではありません。 ご指摘を踏まえ、一部修正します。
337	9	17-18	3(4)	関係省庁の連携については大いに賛成。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
(5) 国の取組の強化						
338	9	20	3(5)	個体群管理（捕獲）は、本来、環境省の責務で行わなければならないものであり、必要な予算措置も含め対応する姿勢をもっと明確に記述すべき。	1	鳥獣行政は、原則として都道府県の自治事務です。国は全国的な取組の推進を促すことが重要であると考えます。また、国立公園等の国が管理する地域においては、関係都道府県の特定計画との整合を図りつつ、国が個体群管理のための対策を取ることも必要と考えます。
339	9	20	3(5)	実践的な取り組みはすべて都道府県に求め、国の主体的な活動をほとんど示していない。国の関与をもっと具体的に明記してほしい。	1	鳥獣行政は、原則として都道府県の自治事務です。国は全国的な取組の推進を促すことが重要であると考えます。また、国立公園等の国が管理する地域においては、関係都道府県の特定計画との整合を図りつつ、国が個体群管理のための対策を取ることも必要と考えます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
340	9	20	3(5)	国の取り組み強化として、まず国の費用で防護柵を全国的に設置してほしい。	1	被害防除については、行政（主として市町村）のイニシアティブの下、原則として保護すべき対象の管理者が行うものと考えています。
341	9	21	3(5)	鳥獣行政、「有害鳥獣」の言葉が避けられているのには、一抹の救いを感じる。	1	人と鳥獣がどのような関係を作っていくべきか、将来的な課題として検討を深める必要があると考えます。
342	9	21-	3(5)	イノシシ、ニホンジカ等の有害鳥獣の捕獲管理を推進するための最善の対策は、捕獲に対する対価を適正な金額とし、捕獲した者に対し、それを支払うことで解決できると考えます。また、立派な特措法がうまく動かないのは、市町に対する国の財政的支援があまりにも少ないからではないでしょうか。	1	9頁31～36行目に国として予算の確保や配布を検討すべきと述べており、ご意見の趣旨は含まれると考えます。
343	9	21-	3(5)	環境省は放置人工林の間伐を進め、里山に出て来なくてもよい自然環境を作るよう、林野庁と協力して行うべき。その上で、増えすぎた地域のみ、シカ、イノシシに限って捕殺を進めることが必要。ツキノワグマ・ヒグマが絶滅することがないよう、環境省がもっと力を入れてほしい。凶作の年は4000頭以上のクマが捕殺されるという異常な状況にならないよう、各県に指導すべき。	1	今回の答申においては、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てており、生息環境管理や他の鳥獣種の保護の考え方などについては、今後、必要に応じて詳細な検討をすべきと考えております。
344	9	21-24	3(5)	野生生物の捕獲は生活のためにやむを得ない範囲で、科学的に管理できるものにとどめ、生息環境、生物多様性の保全のためには第一に人間活動の管理を、環境省のみの仕事ではなく国を挙げておこなうべき。	1	小委員会における議論において、急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種については、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、従来の保護のための施策から被害対策のための積極的な管理を実現するための施策への転換が不可欠であるとの意見でまとまったものです。
345	9	23	3(5)	賛成。大型野生動物は都道府県や市町村の境界を越えて大きく動いており、その対策は、個体群や生息地単位で取り組まなければならない。1999年に、国が都道府県や市町村に降ろした大型野生動物の捕獲許可権限を、もう一度環境省に戻すべき。	1	鳥獣行政は、原則として都道府県の自治事務であることから、国は全国的に被害が深刻化している鳥獣について全国的な視点から捕獲目標を設定するなど、全国的な取組の推進を促すという点で、指導力を発揮すべきと考えます。
346	9	25-30	3(5)	国が鳥獣の調査を十分に行っていないこと、結果を公表していないことを自ら認めていることは評価する。	1	鳥獣行政は、原則として都道府県の自治事務であるものの、広域に分布する鳥獣のうち必要な種及び地域については、国が分布等の調査、取組の評価、結果の公表等を行うことが重要と考えます。
347	9	25-30	3(5)	広域特定鳥獣保護管理計画を国が積極的に推進することも記述すべき。	2	国が広域指針の作成に努めることは、既に基本指針に記載されています。
348	9	25-30	3(5)	広域的な被害防止対策の取組みでは、自治体の連携とともに異なる計画の整合性に配慮することが重要。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見件数	回答
349	9	27-28	3(5)	6頁の記述と矛盾があるため、「必要に応じて国自らが調整し、」を削除すべき。	1	調整することは、「広域的な観点から必要な措置をとるものとする」に矛盾するものではないため、原文どおりとします。
350	9	27-30	3(5)	「認定事業者」との連携体制の在り方を明記すべき。	1	認定事業者との連携は、必要に応じて事業単位で行われるものと考えます。
351	9	29-30	3(5)	調査費用の分担は重要。特に広域管理が必要なエリアや国立公園、世界自然遺産、ラムサール登録湿地など国際的に貴重な自然環境を抱えたエリアの調査に関しては、国の費用負担率を高くすべき。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
352	9	30	3(5)	「…の分担についても検討が必要である。」を「…の分担、更には調査の実施主体となる自然系調査研究機関の整備等について早急に取り組む必要がある。」と修正加筆すべき。	1	環境省は、生物多様性センターや地方環境事務所において調査を行っており、都道府県や研究機関との連携によって効果を発揮するものと考えます。
353	9	31-36	3(5)	「全国的に被害が深刻化しており、都道府県に管理のための捕獲事業を推奨する鳥獣については、国が同一の広域の地域個体群において統一した生息調査を行って管理捕獲の方針を樹て、各都道府県に役割分担を求めることが重要であり、そのための費用についても国が負担をしていくことが必要である。」ことなどを記載すべき。	1	鳥獣行政は、原則として都道府県の自治事務であることから、都道府県に応じて適切な対応が必要と考えます。一方で、国の責任も重要であることについて述べています。
354	9	34-35	3(5)	「国として予算の確保や配布を検討すべきである」との現在の記述から、「国として予算の確保や配布をしなければならない」との記述への修正すべき。	1	鳥獣行政は、原則として都道府県の自治事務であることから、都道府県に応じて適切な対応が必要と考えます。一方で、国の責任も重要であることについて述べています。
355	9	35	3(5)	国として検討することは良いことと考えるが、狩猟者への予算措置がこれまでないのが問題。県からの補助は、狩猟税つまり狩猟者が納めた中からの補助で僅かな予算である。	1	一般狩猟の促進については、3(7)で述べています。
356	9	37	3(5)	国が管理する地域に「国有林」も明記すべき。もしくはこの項で国有林における野生鳥獣の保護管理についての具体的な方針策定の必要性を明記すべき。	3	関係省庁間の連携は重要と認識しており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
357	10	28	3(5)	「科学的・計画的な鳥獣管理を行う」ことはもちろん重要であるが、重要なのは「分布や個体数等に関するモニタリング」ではなく、「生息地の環境の悪化具合と農林業への被害実態」。	1	生息環境の状況や農林業への被害実態については、都道府県の状況に応じて現状においても把握に努められています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
358	10	3-5	3(5)	“獣害”対策を、希少鳥獣の保護より上位に置く「転換」に強く反対する。	33	これまでの保護を否定するものではなく、種や地域の状況に応じて国が保護管理を行うことが適切な場合があることを述べています。
359	10	3	3(5)	「国が許可権限を有する希少鳥獣」については、具体的な種を例示すべき。	1	国が主体的に保護管理を行う必要性の例示として述べているものであり、原文どおりとします。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
360	10	3-5	3(5)	希少鳥獣（ゼニガタアザラシ、トドetc）による局地的な被害に対しても、保護管理が行えるよう法制度を検討することは慎重に行うべき。	1	局所的な被害の問題は、国が主体的に保護管理を行う必要性の例示として述べているものであり、原文どおりとします。
361	10	20-5	3(5)	国は、環境省と農水省が連携して、鳥獣問題に取り組むべきであることを明記すべき。	1	3（2）の中で、関係主体の連携の重要性について述べています。
362	10	20-5	3(5)	国の取組の強化、とあるが、国が何を指すのか（環境省、農水省、林野庁など）明確にしておく必要がある。	1	文脈の中で、鳥獣保護法を所管する立場の環境省と、保護区等を管理する国の機関の場合がありますが、答申の中では概ね「国」と総称することとしています。
（6）科学的な鳥獣管理の推進						
363	10	7-11	3(6)	机上の論ではなく、実際に現場を体験し技量及び理論的知識のある者を、講師として大学で教え若年層の養成が急務。あと10年もすればハンター数は半減するであろう。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
364	10	7-26	3(6)	科学的な鳥獣保護・管理には都道府県においては、特に「保護・管理」の見識の有する職員の育成と配置が必須。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
365	10	7-	3(6)	国及び地方公共団体が積極的に関わる姿勢が欠如している。これからの科学的管理のためには、狩猟者等を適切に管理できる専門行政職の創設が不可欠。	1	ご指摘の趣旨は概ね3（2）及び3（6）①に含まれると考えますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
366	10	7, 22, 28	3(6)	密猟が科学的鳥獣管理（10頁28行目）を妨げている。現在個体数推定の根拠となっている、狩猟者による捕獲報告には、違法で捕獲された大量の個体数が含まれていないので、不確か。科学的管理の前提として、まず、密猟の排除を徹底しなければならない。鳥獣保護員が密猟を助長するシステムとなっているので、早急に見直す必要がある。	1	密猟の取締りは現在の法制度においても適切に行われるべきものと考えます。鳥獣保護員に係る規定については見直しの必要性を述べています。
367	10	13	3(6)①	専門的知見を有する専門家の育成についての具体的な検討が必要。例えば、国立・公設研究機関は大学等と協力して、大学生・大学院学生・社会人の教育を促進し、人材育成する場や資金の提供を行うべき。	1	専門的知見を有する専門家の育成については、3（6）①に述べていますが、いただいた意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
368	10	13	3(6)①	国や自治体で野生生物専門の部門や、野生動物管理の拠点、レンジャーを増やしてほしい。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
369	10	13	3(6)①	国際的な研究者、専門家のネットワーク（NGO、ジャーナリストを含む）の協力を得るべき。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見件数	回答
370	10	13	3(6)①	大学院学生に限定せず、学部学生、既卒社会人への再教育の仕組みも必要である。教育促進のための具体案としては、大学・学協会等が協力して、専門的知見を得るための教育プログラムを作ること、プログラム修了者に向けた認定資格制度を創設することが上げられる。	1	ご意見の趣旨は概ね答申素案の文中に含まれておりますので、原文のままとしますが、ご提案いただいた具体案については今後の施策の参考とさせていただきます。
371	10	13	3(6)①	都道府県等の職員や専門家の育成も重要であるが、指揮者だけでなく狩猟を行う従事者（鳥獣保護員を含めて）の育成が最重要。	1	ご指摘の趣旨は、3(3)に含まれていると考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
372	10	13-	3(6)①	都道府県や必要に応じて市町村における職員等の研修等にも支援を願いたい。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
373	10	13-26	3(6)①	専門的な知見を有する専門家の育成については、活用について書かれているが、誰が、どのように育成していくのかに関する記述がない。記述を加えるべき。	2	ご意見の趣旨を踏まえ、追記します。
374	10	13-26	3(6)①	狩猟免許を必要とする行政職（例えば野生動物保護管理官など）の創設について今後検討が必要。	2	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
375	10	13-26	3(6)①	職員配置数や専門職として必要な知識や技術等に関して国家資格やそれに準ずる（公的機関が与える）資格、の創出を検討すべき。専門的人材育成機関を確保するためそのような機関への助成や補助などを充実していく施策が求められる。	1	鳥獣管理の技術を認定する仕組みを構築することの重要性については、既にご意見の趣旨は概ね原文に含まれているものと考えますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
376	10	13-	3(6)①	特定計画の効果的実施を念頭に、業務として計画し、発注、執行管理を行える都道府県職員の必要性について記述すべき。また、国は、都道府県がそうした職員の配置のために必要な財政的支援や人材育成を行う旨を記述すべき。	1	鳥獣管理の技術を認定する仕組みを構築することの重要性については、既に、概ね原文に含まれているものと考えますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
377	10	13-	3(6)①	都道府県知事は、地域鳥獣計画の実施等に当たる「鳥獣管理計画官」を置くことができるものとすべき。	1	鳥獣行政は都道府県の自治事務であり、ご意見の趣旨は都道府県の判断で可能と考えますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
378	10	14	3(6)①	「都道府県等において、個体群管理を中心とした鳥獣管理の専門的知見を有する職員の配置が必要である」との指摘に大いに賛成。研究プログラムの充実や情報提供だけでなく、都道府県が現実にこのような専門職員のポストを設けやすくする法令上及び予算上の提案を行うべき。	1	鳥獣行政は都道府県の自治事務ですが、ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
379	10	14	3(6)①	「鳥獣行政を遂行する職員への研修プログラムの充実と科学的管理を遂行するための専門家育成の仕組みを構築する必要がある」と明記すべき。	1	ご意見の趣旨は概ね答申素案文中に記載されているものと考えますので、原文どおりとします。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
380	10	14, 17	3(6)①	「都道府県等」を「都道府県及び市町村」に修正すべき。	1	鳥獣行政を担当する都道府県を例として示しているので、原文どおりとします。
381	10	14-16	3(6)①	「新たに野生動物保護管理にかかる行政職の配置を検討する。」を加えるべき。	1	「個体群管理を中心とした鳥獣管理の専門的知見を有する職員配置が必要である。」と同義と考えますので、原文のままとします。
382	10	14-16	3(6)①	「個体群管理を中心とした鳥獣管理の専門的知見を有する職員」という記述を、「個体群管理ならびに地域に即した鳥獣被害の問題点の解明や具体的な解決策を策定できる統合的かつ専門的知見を有する職員」に変えるべき。	1	「個体群管理を中心とした」との表現により、幅広い鳥獣管理に係る知識を求めており、ご意見の趣旨は原文に含まれるものと考えます。
383	10	14-16	3(6)①	都道府県で鳥獣管理を担当する職員には、鳥獣管理に関する何らかの資格（前述の資格や農学博士・修士など）を持つものと限定すべき。	1	都道府県に鳥獣管理の専門的知見を有する職員の必要性は指摘していますが、鳥獣行政は都道府県の自治事務であり、担当職員の配置については、都道府県が判断すべきものと考えます。
384	10	14-21	3(6)①	専門家の育成について、誰が、どのように育成するのかを法律で定めるべき。「国立・公設研究機関は、大学・学協会・野生動物管理組織と協力して、専門家育成のための教育拠点を構築し、人材教育を促進するべきである」との記述が必要。	2	人材育成の具体的な方法については、今後も検討を続けるべきものと考えます。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
385	10	14-21	3(6)①	都道府県、市町村、あるいは、複数市町村が連携した地域組織へ専門的な知見や技術を有する人材の配置が必要であることを明記すべき。	1	「都道府県等」への職員の配置が必要としており、ご意見の趣旨は原文に含まれるものと考えます。
386	10	15	3(6)①	特定の専門家が長期にわたって鳥獣管理に携われるようなくみが必要。	2	都道府県に鳥獣管理の専門的知見を有する職員の必要性は指摘していますが、鳥獣行政は都道府県の自治事務であり、担当職員の配置については、都道府県が判断すべきものと考えます。
387	10	15	3(6)①	「個体群管理を中心とした」は削除すべき。	2	例示として「個体群管理を中心とした」と述べているものであり、個体群管理に特化しているものではなく、原文どおりとします。
388	10	15	3(6)①	「個体群管理を中心とした鳥獣管理」は偏りすぎであり、よりバランスの取れた「ワイルドライフマネジメントの専門的知見を有する職員の配置」が望ましい。	1	例示として「個体群管理を中心とした」と述べているものであり、個体群管理に特化しているものではなく、原文どおりとします。
389	10	17	3(6)①	科学的な鳥獣管理の推進のためには、博士の力を活用するのが効果的。	1	都道府県に鳥獣管理の専門的知見を有する職員の必要性は指摘していますが、鳥獣行政は都道府県の自治事務であり、担当職員の配置については、都道府県が判断すべきものと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
390	10	17-19	3(6)①	「鳥獣行政を遂行する職員への研修プログラムの充実と科学的管理を遂行するための専門家育成の仕組みを構築する必要がある」と明記すべき。	1	ご意見の趣旨は概ね答申素案文中に記載されているものと考えますので、原文のままとします。
391	10	17-21	3(6)①	「市町村における専門的知識を有する野生鳥獣対策の専門職員（いわゆる「ガバメントハンター」）の設置を促進することも重要である。」ことなどを記載すべき。	1	「都道府県等」への職員の配置が必要としており、ご意見の趣旨は原文に含まれるものと考えます。また、ガバメントハンターの雇用については、各地方公共団体が判断すべきものと考えます。
392	10	20	3(6)①	現行の人材登録制度は、既存の研究者を登録するのみで、専門家の育成には成果が上がっていないため、「環境省が実施している人材登録制度の拡大や拡充も視野に入れ」は不要。	2	「人材登録事業の活用や拡大」については、必要に応じて事業体系を見直すことも視野に入れるものであり、効果的な方法を検討することが重要と考えます。
393	10	21	3(6)①	「鳥獣管理を認定する仕組み」の後に「や、国家資格の新設」を挿入すべき。	1	国家資格の新設については、「鳥獣管理の技術を認定する仕組み」の一つの形として今後検討すべき課題と考えます。
394	10	22	3(6)①	基本的に賛成。さらに、次のように具体的な提言がされるべき。 ・鳥獣保護員を、「鳥獣保護・管理員」に変更し、又は鳥獣保護員に加えて「鳥獣管理員」を新たに設ける（この場合、鳥獣保護員については現行の制度どおり）。鳥獣保護・管理員は、鳥獣保護員が従来行ってきた「狩猟取締」、「農林業被害などに関わる鳥獣管理に対する助言」、「鳥獣保護区の管理」、「普及啓発」に加え、鳥獣管理員が行うべき事務すなわち地域のモニタリング・ポストとして鳥獣管理事業を補助する役割を担う。 ・鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員は、都道府県の常勤職員又は非常勤職員であり、「鳥獣管理捕獲等免許」を有し、かつ省令で定める野生鳥獣の科学的管理に関する専門知識を有する者とする。 ・鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員は、都道府県下の各市町村に最低1名配置するものとする。 ・都道府県知事は、鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員は、公募により採用しなければならない。 ・都道府県知事は、鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員の採用に当たって、鳥獣計画官が置かれている場合にはその意見を聴かななければならない。 ・鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員は、鳥獣計画官（記述）が置かれている場合、鳥獣管理事業に関し（鳥獣計画官が鳥獣保護事業計画を所掌する場合は同事業に関しても）、その一般的・具体的な指示のもとに業務を行なう。 ・鳥獣保護・管理員及び鳥獣管理員の任にある者は、鳥獣管理従事機関（前述）の業務として鳥獣管理捕獲に携わることができないものとする。	1	法律の具体的な改正内容を審議会答申に記載することは考えておりません。 鳥獣保護員については今後見直しが必要としており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
395	10	22	3(6)①	国は、鳥獣保護員に自然保護団体や動物愛護団体などの外部者を必ず一定数入れるよう、都道府県を指導すべき。	1	鳥獣保護員については今後見直しが必要としており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
396	10	22-26	3(6)①	鳥獣保護員の役割について「見直しを行う必要がある」との現在の記述から、「見直しを行わなければならない」との記述への修正すべき。	2	文意として大きな違いはないため、原文のままとします。
397	10	22-26	3(6)①	鳥獣保護員については、役割を明確にし、これからさらに増え続けるであろう錯誤捕獲への対策、違法捕獲の対策に徹底すべき。	1	鳥獣保護員については今後見直しが必要としており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
398	10	22-26	3(6)①	鳥獣保護員の制度自体を抜本的に見直し、地域における捕獲事業の指導や管理、捕獲活動自体、科学的な鳥獣管理のためのモニタリング調査などにあたることのできる体制に改変していくことを記載すべき。	1	鳥獣保護員については今後見直しが必要としており、ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
399	10	22-26	3(6)①	「期待されており」を削除し、鳥獣保護員への負担へも言及し、課題も明記すべき。	1	鳥獣保護員については今後見直しが必要としており、現時点では原文の記述が適切と考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
400	10	32	3(6)②	国は、都道府県に対し、その地域鳥獣計画実施の立案、実施及び検討のために必要な情報を提供するだけでなく、関係機関の協力を得て、都道府県が収集した情報の分析サービスを提供するよう努めるものとするよう提言すべき。	1	ご意見の趣旨は、概ね原文に含まれるものと考えます。今後の施策の参考とさせていただきます。
401	10	32-34	3(6)②	捕獲情報は計画的な管理を行うにあたってもっとも重要な要素のひとつ。特定鳥獣だけでなく一般鳥獣を含む鳥獣全体について機能的で迅速な情報収集を可能にするしくみをつくるべき。	1	ご意見の趣旨は、概ね原文に含まれるものと考えます。今後の施策の参考とさせていただきます。
402	10	34	3(6)②	「また、」の後に、「国が積極的に」を挿入すべき。	1	ご意見を踏まえ、一部修文します。
403	10	34-36	3(6)②	イノシシでは個体数や密度指標以外のパラメータを用いた個体群管理も重要であるため、それぞれの種の特性にあったパラメータを用いた個体群管理が重要と記載すべき。	1	ここでは特定の種に関する、具体的な手法まで踏み込んだ記載はしておりません。原文のままとしますが、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
404	10	34-36	3(6)②	都道府県ごとの個体数の推定促進については、シカに限るべき。	1	ここでは特定の種に関する、具体的な手法まで踏み込んだ記載はしておりません。原文のままとしますが、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
405	10	34-36	3(6)②	「調査手法等の～必要がある。」を「都道府県における個体数推定の促進及び精度向上のため、全国の取り組みの進捗状況等を把握し、地域の環境条件等を考慮した適切な調査手法の標準化に努める必要がある。」に修正すべき。	1	ご意見を踏まえ、一部修文します。
406	10	28-6	3(6)②	必要な記述だが、被害防除と同様、答申における位置づけが弱すぎるため、再考を求める。	1	答申において、記載する順番によって強弱があるものではないので、原文どおりとします。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見件数	回答
407	11	1	3(6)③	放射線被曝個体について、サンプル供出のシステムを構築し、調査研究を進めてほしい。	1	いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
408	11	1	3(6)③	鳥獣被害対策のための動物装着用発信機の専用周波数の十分な確保など、必要な関係法令の調整も含めて総合的に取り組むべき課題についても具体的に示すべき。	5	ここでは具体的な手法に踏み込んだ記載はしておりません。原文のままとしますが、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
409	11	1-6	3(6)③	「関係者が一丸となって取り組むべき」とあるが、特に国のより積極的な関与や研究支援体制の充実が求められる。	1	答申素案に記載の通り、調査研究の推進のためには、行政だけでなく、「行政機関、研究者（学会含む）、捕獲に従事する狩猟者、認定事業者等の鳥獣管理に関わる者が一丸となって取り組むべき」と考えています。その中で、対象鳥獣や地域の実情に応じて、予算、人材の確保、実施主体等の役割分担がなされ、総合的に推進されるべきであるため、原文のままとします。
410	11	1-	3(6)③	「調査研究の推進」について、賛成。	1	ご意見を踏まえ、適切な鳥獣管理に努めます。
411	11	2	3(6)③	基礎生態の研究について、国・地方公共団体の予算はほとんど投入されていない。このような予算的措置抜きには研究はできない。	1	環境省においても、環境研究総合推進費等において鳥獣管理に係る研究を採択しています。答申素案に記載の通り、関係機関が一丸となって取り組むべきと考えています。
412	11	4	3(6)③	捕獲業者や研究者の他、被害に遭っている農家、自然保護団体など幅広い関係者をメンバーとすることを希望する。	1	「等」が入っており、必要に応じて幅広い関係者の参画を促すものです。
413	11	4	3(6)③	調査研究には自然保護団体や動物愛護団体などを入れるべき。	1	「等」が入っており、必要に応じて幅広い関係者の参画を促すものです。
414	11	6	3(6)③	「…取り組むべきである。」の後に次のとおり加筆すべき。「なお、これらの取り組みの実施主体は国及び都道府県の自然系調査研究機関であることからその整備等は喫緊の課題である。」	1	答申素案に記載の通り、調査研究の推進のためには、行政だけでなく、関係者が一丸となって取り組むべきと考えています。実施主体についても、対象鳥獣や地域の実情に応じて役割分担がなされるものであるため、原文どおりとします。
(7) 一般狩猟の促進						
415	11	8	3(7)	一般狩猟の促進に強く反対する。	41	一般狩猟による捕獲は個体群管理に貢献しており、また、狩猟により鳥獣を捕獲し資源として持続的に利用することは、自然と人との関わり方の一つであり、肯定されるべきものとして、小委員会の意見がまとまったものです。
416	11	8	3(7)	「自然と人との関わり方の一つでもあり、肯定されるべきものである」というような普遍性のない価値観強要の疑いのある表現は避けられるべき。また、一般狩猟をことさらに振興することには反対。	1	小委員会の意見としてまとまったものであり、原文どおりとします。また、一般狩猟は個体群管理に貢献しています。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
417	11	8	3(7)	個体数は、多すぎても少なすぎても問題で、個人の狩猟の大幅な規制緩和の推進により、場合によっては個体数の無制限の減少という結果になりかねません。個体管理は認定事業者任せ、一般狩猟の推進まで踏み込まなくてもよい。	1	「ニホンジカやイノシシ等の特定鳥獣の管理が緊急を要する中、」とあるように、狩猟者の減少・高齢化が進む現時点において、一般狩猟の促進が個体群管理に有効である点を述べたものです。際限なく狩猟を促進するというわけではなく、長期的な個体群の動向を見極めつつ、地域や種ごとの実情に応じて調整されるものと考えます。
418	11	9-12	3(7)	国が一般狩猟を促進する必要性はない。	1	一般狩猟による捕獲は個体群管理に貢献しており、また、狩猟により鳥獣を捕獲し資源として持続的に利用することは、自然と人との関わり方の一つであり、肯定されるべきものとして、小委員会の意見がまとまったものです。
419	11	8	3(7)	狩猟は多岐にわたる問題があるため公的推進にはふさわしくない。	1	一般狩猟による捕獲は個体群管理に貢献しており、また、狩猟により鳥獣を捕獲し資源として持続的に利用することは、自然と人との関わり方の一つであり、肯定されるべきものとして、小委員会の意見がまとまったものです。ご指摘の課題については、引き続き検討が必要と考えます。
420	11	8	3(7)	狩猟の社会的役割においては、多方面の論議が必要であり、規制緩和には反対。	1	ここで述べているのは、既に制度として存在する規制緩和の適切な運用であり、新たな緩和を述べているものではありません。
421	11	8	3(7)	その通りと考えるので是非実行してほしい。	1	ご意見を踏まえ適切な鳥獣管理に努めます。
422	11	8	3(7)	狩猟者確保のための施策が不十分。より効果的な方策を検討し推進してほしい。	1	捕獲に携わる者としての狩猟者の確保については、3(1)から(10)までの各項目に含まれています。
423	11	8	3(7)	狩猟者の減少傾向は単純ではない。ここでは有害捕獲への地域住民や農業者の参画が増加している現状についても記載すべき。	1	ご意見の趣旨の一部は、2(3)に追記します。
424	11	8	3(7)	タイトルが曖昧である。「保護管理に寄与する一般狩猟の促進」とか「質の高い一般狩猟の促進」とすべき。	1	ここでは、狩猟の一般的な意義も含めて述べているので、原文どおりとします。
425	11	8	3(7)	一般狩猟の普及と促進を図るために、生息数調査の結果より種ごとに猟期を設定する（増加している種は通年可猟期間）ことで、鳥獣の資源としての価値を高め、需要を喚起するとともに持続可能な捕獲体制を整備すべき。	1	猟期については、主として安全性の確保の観点から規定されているもので、鳥獣種ごとに設定することは想定されていません。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
426	11	8	3(7)	射撃場の整備及び一般の人が体験できるようなシステムの確立等により、一般の人や若い人たちに興味を持ってもらう仕組み作りが必要。	3	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
427	11	8-	3(7)	既存狩猟者の捕獲技術の向上にも触れられている点には賛成であるが、技術だけではなく、動物や自然に対する尊敬の念など、倫理・モラルの高い狩猟者の育成、狩猟者の質の向上に支援を強化してほしい。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
428	11	8	3(7)	猟友会と行政の癒着、および行政の猟友会に対する業務丸投げを解消してほしい。	1	鳥獣の捕獲体制は、行政と猟友会等と十分な連携の上、各地域の実情に応じて適切に構築されることが必要と考えます。
429	11	8-24	3(7)	今年のように駆除費の上乗せにより、猟期以外で駆除を行い、且つ金がからむと遠い獲物に対し発砲をして、警戒心を植え付けてしまい、肝心の猟期では捕獲が難しくなり年間トータルすると捕獲数は前年と変わらないのではないかと。	1	猟期外の有害鳥獣捕獲は、都道府県や市町村により、地域の実情に応じて適切に許可がなされ、実施されることが重要と考えます。
430	11	9-10	3(7)	「ニホンジカやイノシシ等」の「等」について、注意書きを入れて、想定する対象種を明確にすべき。	1	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種の例示であり、原文どおりとします。
431	11	9-24	3(7)	講義二時間足らずで交付される安易な狩猟免許の交付には断固反対。税金の無駄使い。	1	狩猟免許試験については、鳥獣保護法令に基づいて適切に行われているものと考えます。
432	11	10-12	3(7)	各地で地域ぐるみの被害対策が推進されているように、地域社会に根付いた保護管理が不可欠であり、捕獲も地域の狩猟者ないしは狩猟免許保持者が主体となって進めることを想定すべき。 「捕獲数を増大させるためには、認定事業者による捕獲とともに、これまで重要な役割を果たしてきた一般狩猟の促進も重要である。」とすべき。	2	ここでは、自由意思による狩猟について述べていることから、原文の記述にとどめます。 なお、地域社会に根付いた保護管理のための捕獲従事者の確保のための措置は、3(3)に述べています。
433	11	12	3(7)	以下の文を追加すべき。「また、捕獲物の有効活用促進のために、適切な流通システムの整備を図り、狩猟のインセンティブを高めることも必要である。」	2	今後、関係省庁間の連携により検討が必要な内容を含んでおり、今後の課題と考えます。
434	11	13-17	3(7)	日本では、野生動物の食肉等としての価値および狩猟と狩猟者の社会的立場づけが低いことが大きな問題であることにも言及すべき。	1	ご意見の趣旨は原文に含まれていると考えます。狩猟の社会的役割の普及啓発については3(7)に、野生動物の食肉等としての価値の向上については、3(8)の普及啓発の必要性について述べています。
435	11	16-17	3(7)	地域コミュニティに根付いたものとして、狩猟により鳥獣を捕獲し資源として持続的に利用することは、自然と人との関わり方の一つでもあり、その意味は一般にも認知されるべき。	1	ご意見の趣旨は3(8)及び(9)に記載されております。ご意見を踏まえ普及啓発に努めます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
436	11	8-24	3(7)	一般狩猟の促進には様々な問題点があり、それらを列挙する形で大幅に書き換えること。とくに17行「肯定されるべきものである」は削除すべき。	4	一般狩猟による捕獲は個体群管理に貢献しており、また、狩猟により鳥獣を捕獲し資源として持続的に利用することは、自然と人の関わり方の一つであり、肯定されるべきものとして、小委員会の意見がまとまったものです。ご指摘の課題については、引き続き検討が必要と考えます。
437	11	18-24	3(7)	狩猟許可に際して、申請者が捕獲個体の適正な処置、生物多様性、自然環境保全についての理解を得ていることを必要条件とすべき。	1	狩猟免許試験においては、狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識についての試験を行っており、ご指摘の趣旨は概ね要件となっていると考えます。
438	11	18-24	3(7)	「経済的負担の軽減」は政策として実行してはならない。規制緩和よりも必要なのは規制強化。	1	経済的負担の軽減は、規制緩和を意味しているものではありません。
439	11	18-24	3(7)	狩猟者による鳥獣の捕獲によって利益を受ける農業者や国等が狩猟者に対して相当な報酬を支払う制度を設けて狩猟者の増加を図るべき。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
440	11	18-19	3(7)	狩猟に対する社会の関心の高揚と狩猟者の社会的位置づけの向上が必要であることに言及し、それに必要な制度の創設について記述すべき。	1	ご意見の趣旨は、20行目「さらに」以降に記載されていることに一部含まれており、原文のままさせていただきますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
441	11	19-21	3(7)	質の高い狩猟者を養成するために、現在の狩猟者講習とは別に、より高度な捕獲技術や生態やフィールドワークに関する新たな狩猟者養成プログラムの必要性について言及すべき。	1	ご意見の趣旨は、21行目「さらに」以降に記載されていることに含まれており、原文のままさせていただきますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
442	11	18-	3(7)	積雪地帯における狩猟者登録や個体数調整が必要な種を限定的に捕獲する場合は、狩猟税減税を検討すべき。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
443	11	20	3(7)	一般狩猟の猟期の延長の全国統一をしたら各自治体では大きな予算を組んで有害捕獲に取り組んでいます。猟期を全国統一にして有害ではなく一般狩猟での捕獲を高めるのも一案。又、各都道府県の狩猟登録を全国どこでも狩猟が出来る制度にしてみてもどうか。	1	猟期については法令で定められており、概ね全国統一のものであります。また、狩猟者登録に必要な狩猟税は地方税であり、それぞれの都道府県において活用されています。
444	11	8	3(7)	新たに他府県の免状を受けなくても利便性により、また経済的負担の軽減により出猟する方が増えるのではないかと。また、府県境界での狩猟は越境を恐れて狩猟、捕獲が進んで居らず野生動物の温床地帯となっている。上記のような理由から出猟機会が拡大し、捕獲圧が高まるのではないかと。	1	狩猟免許は、全国で有効ですが、狩猟者登録に必要な狩猟税は地方税であり、それぞれの都道府県において活用されています。
445	11	21-24	3(7)	狩猟免許を必要とする行政職ならびに、都道府県が高度な捕獲技術や狩猟ノウハウに関する講習を行う制度と講習修了者に特典を与えて質の高い狩猟に対するインセンティブを高める制度の創設について記述すべき。	1	ご意見の趣旨の一部は、3(6)①に記載されております。今後の施策の参考とさせていただきます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
446	11	23	3(7)	規制緩和は慎重にしてほしい。	1	ここで述べているのは、既に制度として存在する規制緩和の適切な運用であり、新たな緩和を述べているものではありません。
447	11	25	3(7)	「全国的に被害が深刻化しており、都道府県に管理のための捕獲事業を推奨する鳥獣については、その捕獲を促進するため、危険性の少ないワナによる狩猟については、鳥獣保護事業計画又は特定鳥獣保護管理計画において、狩猟期間を通年に規制緩和できるように制度改正を検討すべき」ことなども記載すべき。	1	狩猟期間については、主として安全性の確保の観点から規定されているもので、鳥獣種ごとに設定することは想定されていません。
(8) 国民の理解を得るための取組の推進						
448	11	26	3(8)	“まず殺戮ありき”の誤った野生動物観を国が一方向的に宣伝することは、あらゆる動物の生命尊重を掲げた「動物の愛護及び管理に関する法律」と整合しない。国民の理解を得るための取組の推進に強く反対する。	32	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種に対しては、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、従来の保護のための施策から被害対策のための積極的な管理を実現するための施策への転換が不可欠であると考えており、その管理の意義について国民に理解していただくことは必須と考えます。
449	11	26	3(8)	生態系全体を考えた施策が国の各省庁、自治体、研究機関、そして一般市民の間で共有されることが最も重要。	1	生態系全体を考えた施策の推進については、ご指摘の通り、多くの主体との連携・情報共有が重要と考えます。生物多様性国家戦略2012-2020等を活用し、さらなる施策の推進に取り組みます。
450	11	26	3(8)	学校等の教育現場での普及啓発に反対。	1	小委員会の議論においてまとまったものであり、原文どおりとします。
451	11	26-	3(8)	国民の理解を得るための取組を推進するために、言葉だけではなく、意味ある問題解決をまずはしてほしい。	1	ここで記載されているような普及啓発を推進するとともに、鳥獣の保護管理上の課題についても、引き続き検討を進めていきます。
452	11	27-35	3(8)	食肉として活用することを国が勧めるべきはでない。感謝の気持ちを育むどころか、命の軽視につながる。削除すべき。	2	小委員会の議論において、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用すべきすべきとまとまったものであり、原文どおりとします。
453	11	31-13	3(8)	「食肉として活用」という言葉は、「鳥獣管理による捕獲＝捕殺」を前提としており適切ではない。	4	31行目で「対策には鳥獣の捕殺を伴う」と述べており、文脈上「捕獲した鳥獣」は捕殺されたものと整理できますので原文どおりとします。
454	11	28	3(8)	「多数の捕獲、積極的な管理」を、「多数の捕殺、積極的な殺処分」と、具体的なイメージが国民にわかりやすいように書くべき。	1	個体群管理は、総個体数、密度、分布の管理等様々な側面が含まれており、原文どおりとします。
455	11	31-34	3(8)	捕獲した鳥獣を食肉等として活用することは、衛生面からも地域問題からも問題が多いことを明記すべき。安易な「ジビエ」推進を行うことに反対。	1	ここでは、国民の理解を得るための一つの方策として、食肉としての活用を掲げているものであり、活用に係る課題については、引き続き関係省庁等とも連携の上、検討が必要と考えます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
456	11	31-35	3(8)	この部分に「野生動物の観念的ペット化現象」という用語を用い、「野生動物の管理（鳥獣管理）」の精神が、ペット等を対象とする「動物愛護」の精神とは異なることを追記すべき。	1	ご提案の用語は、一般に十分に浸透しているとは考えられないため、原文どおりとしますが、ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
457	11	32	3(8)	「命をいただく」とか「感謝の気持ち」といった耳障りの良い精神主義的な表現で国民の意識を誘導するかなのような表現は避けられるべき。なすべきことは、現在の生態系と農林業の現状、人間活動が野生動物の生息環境をゆがめたことがために今日の事態が生じていること、その中で人間社会の便益を図るためにさらなる強度の個体群管理を行わざるを得ないこと、現在の過渡期を経て軽度の管理を継続するだけで野生動物と共存できる社会が目指されるべきであることを客観的、冷静に説明すること。	1	ご指摘の点は、「1. はじめに」「2. 鳥獣管理をめぐる現状と課題」に概ね記載されていますので、原文のままとします。
458	11	32	3(8)	『また、「野生動物の観念的ペット化現象」として指摘されるような、野生動物の管理（鳥獣管理）の精神とペット等に対する動物愛護の精神とを混同した市民感情も存在する』と付記すべき。	1	ご提案の用語は、一般に十分に浸透しているとは考えられないため、原文どおりとしますが、ご意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
459	11	33	3(8)	食肉加工工場を増やしたり、獲物を斜面から下す技術を開発するなど、食肉を利用しやすい様に支援することが重要。	1	食肉加工施設の整備への支援は、農林水産省の施策として行われていますが、その他についても今後の施策の参考とさせていただきます。
460	11	33-34	3(8)	「捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用するよう努めることにより」を「捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用するよう努め、循環型社会の形成に資することにより、」に変更すべき。	1	循環型社会の形成には、この部分の施策のみに関係するものではないため、原文どおりとします。
461	11	33-35	3(8)	「捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用するための包括的体制を整え、命をいただくことで～重要である。」に記述を修正すべき。	1	ここでは、国民の理解を得るための一つの方策として、食肉としての活用を掲げているものであり、活用に係る課題については、引き続き関係省庁等とも連携の上、検討が必要と考えます。
462	11	33-35	3(8)	鹿や猪の半野生・半家畜化した状態での牧畜の可能性も視野に入れてほしい。まだ事例はないが、自然公園内である程度出入りの自由の効く状態で冬季餌をやり、間引いて肉を商品化する手がある。研究者が常駐し、レンジャーと猟師と農家とが連携し、温泉や宿泊施設、レストランを完備し、観光客も入れる。これだと自然の生態系の中に無理なく人の暮らしを組み込むことが可能。つまり、持続的な環境保全につながる。	1	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種に対しては、捕獲圧を高めることが必要ですが、個体数を適正な水準まで減少させることができた後の将来的な姿としては、ご意見の趣旨も参考とさせていただきます。
463	11	33-35	3(8)	被害が低減していない理由として、「大量の捕獲個体の適切な処理の仕組みが不足している点が挙げられる」との記述が必要。	2	捕獲個体の適切な処理については、今後引き続き検討が必要な課題と認識しています。捕獲個体の処分方法については、3(6)③の調査研究において追記します。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
464	11	33	3(8)	「捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用するよう努めることにより、命をいただくことで得られる安寧な生活環境や豊かな自然環境に対する感謝の気持ちをはぐくむことが重要である」という考え方は、もっともらしい理由を付ければ動物の殺害が正当化出来るという理屈に発展し、動物愛護法の理念や、懲役刑まで科されるほどに重要な罰則規定への理解を大きく阻害する。環境省が関与する最近の狩猟宣伝行事において、感謝して食べるという道徳的課題が殺戮の正当化に使われていることへの批判は大きい。にも関わらず、一方的な「理解」を誘導しようとするのは、あってはならない不正。	32	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種に対しては、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、従来の保護のための施策から被害対策のための積極的な管理を実現するための施策への転換が不可欠であると考えており、捕獲した鳥獣の食肉等としての活用についても、小委員会の議論で示されております。
465	11	33	3(8)	野生動物の命が人の利益のみで扱われるのは反対。罪無く殺される動物にも命の尊厳はある。また鉛弾を規制しきれない中、鉛毒の拡大は計り知れない。	1	急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種に対しては、その他の鳥獣種の生息環境を維持する観点からも、従来の保護のための施策から被害対策のための積極的な管理を実現するための施策への転換が不可欠であると考えています。また、鉛弾の使用についてのご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
466	11	34-36	3(8)	国民が進んでこの問題に取り組み、財政の力を借りなくとも各地域の状況が好転するようにするためには明確な価値観とリンクした施策が必要。具体的には「全国ジビエコンテスト（製品部門・調理部門）」等、いかがでしょうか。ご検討ください。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
467	11	36	3(8)	国民に正しい自然観を教えてほしい。	1	ご意見の趣旨は、生物多様性国家戦略等において既に示されていると認識しています。
468	11	36-40	3(8)	普及啓発の際は、野生生物との関わり方を教えるのが重要で、そのなかで、野生生物にむやみにエサをやらないとか、一般の人が守るべきことや、狩猟による捕獲も時には必要だということを、バランスよく表現してほしい。	1	ご意見の趣旨は、既に基本指針等に示されていることから、今回の答申素案においては記載していません。
469	11	40	3(8)	小学生を対象とした初等教育の中で、鳥獣管理や生物多様性保全についての授業（カリキュラム）を恒常的に組み入れて、広く国民にこの問題の重大さを理解してもらうしくみが必要。	2	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
470	11	40	3(8)	教育現場での普及啓発においては、科学的根拠をもって正確に説明し、命あるものである野生動物への優しさを忘れず、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図るものとしてほしい。	1	ご意見の趣旨の大部分については概ね3(8)に含まれておりますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
471	11	26-1	3(8)	捕殺を全否定するものではないが、謙虚さのかけらもない一方的な礼賛は、日本人・日本国民として道義的にも認められない。児童を対象にした学校での啓発活動を含めることもなおさら。全文削除すべき。	1	一方的な礼賛とは考えておりません。小委員会の議論において示された結論であり、原文どおりとします。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
472	11	26-13	3(8)	是非力を入れてやってほしい。	1	ご意見を踏まえ適切な鳥獣管理に努めます。
473	11	40-1	3(8)	学校で野生動物殺害を正当化する授業を行うなど、論外。普及活動の必要性はない。	1	鳥獣の捕殺に対する感情に十分な配慮の上、我が国の鳥獣の生息状況やとりまく課題を適切に伝えることは重要と認識しています。
474	11	40-1	3(8)	普及啓発に当たっては、義務教育内に鳥獣管理の必要性や社会的な役割の理解を促すような内容を取り入れるべき。	1	ご意見の趣旨の大部分については概ね3(8)に含まれておりますが、今後の施策の参考とさせていただきます。
(9) 自然共生社会の実現に向けた人と鳥獣の関係について						
475	12	3	3(9)	シカ、イノシシ等被害の多いものに話を限るべき。	1	(8)の1行目「鳥獣種によっては」の記載のとおり、鳥獣全体への適用を意図しているものではないことは明らかであると考えます。
476	12	3-13	3(9)	(8)と統合した上で、(9)の内容を主文とすべき。	1	構成についても小委員会において議論を行い、(8)に鳥獣管理に直接関わる理解の促進、(9)により幅広い観点での人と鳥獣との関係について述べることにしたものです。
477	12	3-13	3(9)	ここでの記述は、(3)や(4)との関係についてわかりやすく説明すべき。説明できなければ削除すべき。	1	本答申素案の(1)から(10)の措置については相互に関係するものの、個別に整理された事項であり、必ずしも全ての関係について明確にする必要はないと考えるため、原文どおりとします。
478	12	3-	3(9)	重要な視点であるが、「野生動物との軋轢」ばかりを強調したこの文脈の中で議論することはバランスを欠く。大きな鳥獣害を引き起こしている種以外の多くの種が保護の配慮が必要な種であることや、絶滅危惧種の問題など、野生動物の保護の側面についても十分な記載が必要。	1	ご意見の趣旨は、既に基本指針や生物多様性国家戦略2012-2020等に示されていることから、今回の答申素案においては記載していません。
479	12	8	3(9)	「人と鳥獣の関係」を基本的に規定する土地利用のあり方について、生物多様性保全関連の法制度のみならず、農林水産業の振興を含む土地利用および社会資本整備関係の法制度全体の見直しが必要となることを指摘すべき。	1	他の分野の施策との連携の重要性は認識していますが、法制度の見直しの要否については現時点では把握していないため、原文どおりとします。
480	12	8	3(9)	保全施策担当者と土地管理者との一致を図るため、国の行政機関の組織と所掌事務を大きく見直し検討すべきことを提言すべき。	1	関係省庁間の連携の重要性は認識していますが、所掌については今回の小委員会での審議の範囲ではないと考えます。
481	12	9	3(9)	「将来的な課題」を「直面する課題」又は「喫緊の課題」と修正すべき。	1	短期的に答えが出るものではないと考えており、原文どおりとします。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
482	12	10	3(9)	クマ類では個体管理が重要であり、個体の有害性に基づいた管理対応の実施体制の検討の必要がある。またワシントン条約規制対象種の狩猟管理上、熊胆等産生物の流通管理システムについて議論すべき。	1	本答申素案は急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種に対しての議論を深めたものであり、クマのような特定の種についての議論は別途検討が必要であると考えます。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
483	12	12	3(9)	広範な議論を行う際の主体として「狩猟者団体、地方自治体、認定業者など」を明記すべき。	1	ここでの議論の主体は、国民一般を指しており、狩猟者団体、地方自治体、認定業者なども含んでおりますが、特定の主体を明記することはバランスを欠くため、原文どおりとします。
(10) その他						
484	12	15	3(10)	北海道に試験的に国後オオカミを導入し、「生態系のバランスを元に戻す」ことが先決。	1	オオカミの再導入については、希少な動物を含む在来の野生動物の補食を通じた生態系への影響が懸念される他、人身被害や家畜の被害、感染症による他の動物への影響等様々な懸念があると考えており、現時点においては具体的な導入を検討する状況にあるとは考えていません。
485	12	15	3(10)	最近は狩猟に力が入れられていて、保護についてはあまり語られないことが残念。人間に害を与えるという口実のもと、大量捕殺が行われている。恐怖感を与えるのみにして山に戻すという方法が取られても良いのではないか。また「くくり罠」は放獣がむずかしいので、クマがかからない大きさにすることが必要。無謀な罠かけはやめるべき。	1	今回の答申においては、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てて議論を深めたものとなっております。他の種や課題については、引き続き検討が必要と考えます。クマの錯誤捕獲に対しては、くくり罠部分の直径を12cm以下と定めるなど、制度運用の面での対策を進めております。
486	12	15	3(10)	新たな項目として、「クマの大量出没および恒常的な市街地への出没についての対策」を立てて、重点的にこの問題に対処する記述を加えるべき。	3	今回の答申においては、特に急を要するニホンジカやイノシシの個体群管理に焦点を当てて議論を深めたものとなり、特定の種に対する具体的課題に関する議論はしておりませんので原文のままとします。ご意見の趣旨は今後議論されるものと考えます。
487	12	15	3(10)	「その他」か、別の場所で、罠による捕獲個体の殺処分方法としての、人に安全で、かつ動物にとって安楽な方法の技術開発の検討も追記すべき。	1	ご意見の趣旨について、3(6)③に追記します。
488	12	15	3(10)	教育現場での狩猟啓蒙と改正銃刀法を凌駕した「鳥獣被害防止対策特別措置法」の更なる内容拡充をすべき。	1	今回の小委員会では、主として鳥獣保護法に基づく措置について検討を行いました。鳥獣被害防止特措法に基づく措置との連携は重要と認識しています。
489	12	15-	3(10)	個体数調整のために実施される狩猟や捕獲作業による、稀少猛禽類などの生息に対する悪影響の検討と回避の必要性についても加筆してほしい。	1	ご意見を踏まえ追記します。
490	12	15-	3(10)	モンキーダッグの登用に賛成。	1	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見件数	回答
491	12	16	3(10)①	全国規模で早期に鉛弾を撤廃すべき。鉛弾の使用・販売・所持の禁止、違反者への罰則の徹底、鉛弾撤廃までのスケジュール作り、今ある鉛弾の回収、鉛弾で殺した動物の放置の禁止等、定めるべき。	82	ご意見の趣旨を踏まえ、修正します。
492	12	16-26	3(10)①	「非鉛弾使用の推進」について、非鉛弾は鉛弾に比べ、価格がかなり高いことも普及における課題であり、価格を下げるのが普及への後押しとなる。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
493	12	16-28	3(10)①	狩猟をする方々の狩猟場への出入りを明確にし所持している弾の確認を義務化すべき。狩猟から鉛弾を撤廃することにより早期根絶を目標とすべき。	1	狩猟する場への出入りを管理することは容易ではないと考えます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
494	12	16-28	3(10)①	鉛弾と非鉛弾の無料交換、または非鉛弾入手への金銭的補助を行った上で非鉛弾使用を義務づけることを希望する。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
495	12	27-28	3(10)①	以下のように変更すべき。「今後の鉛弾使用に関する議論のため、猛禽類や水禽類等の鉛中毒や鉛暴露状況に関するモニタリング調査等により、鉛弾による影響の適切な把握に努めるべきである。」	1	原文において示しているのは調査対象等の例示であり、ご意見の趣旨は概ね原文に含まれているものと考えます。
496	12	22	3(10)①	賛成。早急に非鉛弾銃への切り替えを義務付けるべきである。猛禽類だけでなく、クマ、タヌキなど多くの雑食性動物が鉛散弾を浴びたシカ肉を大量に鉛玉ごと体内に取り込んでいることが考えられる。強力な胃酸によって溶け出した鉛が体内をめぐる悲惨で取り返しのつかない鉛中毒を招くことはよく知られている。1日も早くスチール弾銃へ切り替えるべきで、銃転換にあたっては猟友会員への補助金措置が必要。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
497	12	27-28	3(10)①	ライフル弾については鉛弾の使用全面禁止に向けた方針を明らかにすべき。ただし、準備期間が必要なことから、10年間をかけて達成するなど、狩猟者の理解を得るための取組を盛り込むべき。	1	鉛弾使用については、必要な調査を実施した上で、今後の方針を明確にすることとして、一部修正します。
498	12	18	3(10)①	「猛禽类等」を「猛禽類やクマ等の雑食性動物」と書くべき。	1	猛禽類は例示であり、原文どおりとします。
499	12	16-28	3(10)①	北海道ではライフル及びスラグでの鉛弾は使用禁止されていますが、本州からの来道するハンターによる鉛弾使用が見受けられる。道外のハンターには、道内在住の経験ある認定ガイドを同行させることを義務付けさせ、違反したらガイドの狩猟免許も停止させることが必要。	1	現在の狩猟制度において、認定ガイドを同行させることを義務づけることはできません。また、現実的ではないと考えます。
500	12	30	3(10)②	対象種ごとの許可を与えたり猟期を設定したりするなど、細かな変更の必要性などを例示してはどうか。	2	猟期は、主として安全性の確保の観点から設定されており、鳥獣種ごとに変更することは想定していません。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
501	12	30-33	3(10)②	猟区制度の活用を図るため、設置要件の緩和など見直しを進めることを記載すべき。	1	本答申素案は急速な個体数増加と分布拡大により農林水産業や生態系に対する深刻な被害を及ぼしている種に対する対策についての議論を深めたものであり、猟区制度の活用に関しては議論されていませんので原文のままとします。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
502	12	30-33	3(10)②	時代遅れの狩猟は必要なし。	1	一般狩猟による捕獲は個体群管理に貢献しており、また、狩猟により鳥獣を捕獲し資源として持続的に利用することは、自然と人との関わり方の一つであり、肯定されるべきものです。
503	12	31	3(10)②	現行の「狩猟免許」は「一般狩猟許可」と名称を改めるべき。	1	3(3)①のとおり、免許区分や名称、仕組みを含むあり方等については引き続き検討が必要と考えております。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
504	12	31	3(10)②	地域鳥獣計画の下に行なう鳥獣管理捕獲や商業的な資源利用の目的で組織的に行う捕獲は狩猟免許を受けただけでは行なうことができず、新たな「鳥獣管理捕獲等免許」を受ける必要がある。	1	3(3)①のとおり、免許区分や名称、仕組みを含むあり方等については引き続き検討が必要と考えております。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
505	12	35	3(10)③	外来生物法と鳥獣保護法で別々に対応するのではなく、連携をとった柔軟な適用が望まれる。早急に役割の整理、一元化を進める旨付け加えるべき。	2	3(10)③のとおり、「鳥獣保護法と外来生物法のそれぞれに基づく取組や、外来生物対策における狩猟の役割を整理し、取組を推進する必要がある」との記載があり、概ねご意見の趣旨を含んでおりますので原文のままとします。
506	12	35	3(10)③	鳥獣法における外来鳥獣の扱いや、特定外来生物法との関係等、是非検討を進めてほしい。環境法の専門家の意見を聞くなども必要。	1	3(10)③のとおり、「鳥獣保護法と外来生物法のそれぞれに基づく取組や、外来生物対策における狩猟の役割を整理し、取組を推進する必要がある」との記載があり、概ねご意見の趣旨を含んでおりますので原文のままとします。
507	12	35	3(10)③	特定外来生物の狩猟鳥獣指定拡大に強く反対する。	32	本答申素案中において「特定外来生物の狩猟鳥獣指定を拡大する」という方針は示されておられません。
508	12	35-4	3(10)③	素案に書かれていることを早く推進し、一般人が外来生物を飼育することなどを禁止してほしい。	1	ご意見の趣旨は参考にさせていただきます。なお、外来生物の飼育に係る規制については「外来生物法」により規定されており、ご指摘の点は今回の意見募集の対象ではありません。
509	12	35	3(10)③	生態系全体について統一的な体制が必要。法人のような組織とするか、権限と予算を持った委員会の下に各種の組織が参加するか、は今後の検討課題とする。調査や研究については、発注する、補助金を出す、などの方式が考えられる。	1	生態系の分野は多岐にわたり、また地域によっても状況が異なります。関係部署・機関が連携を強化し、それぞれの観点から取組を深め、地域の実情に応じた施策を進めることが重要と考えます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
510	12	36	3(10)③	特定外来生物のうち、アライグマやアメリカミンクなど、錯誤捕獲の可能性がある種を決めて、他法律で排除が規定されているものとして鳥獣保護法第80条の適用除外鳥獣に追加することを検討願いたい。	1	特定外来生物であっても、適切に捕獲を行う必要があり、適用除外種とすることは適切ではないと考えます。
511	12	36-	3(10)③	外来生物法が平成17年度に施行されたが、未だに特定外来生物で駆除・根絶されたものは一種もない。法律や指針・計画を作ることで、環境省は責務を果たしたことはない。大切なのは、アウトカムを示しての説明責任、結果責任。期待している。	1	小委員会では、外来生物に係る検討は行っておりません。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
512	13	6	3(10)④	海棲哺乳類に対して捕獲圧を高めることに強く反対する。	34	今回の答申をまとめるに当たっては、主として陸上の鳥獣管理について議論を行いました。水産業被害の深刻化している海棲哺乳類については、今後の対策について引き続き議論していくこととしています。
513	13	6-13	3(10)④	海棲哺乳類を本法案の対象とする場合、ジュゴンなどの絶滅危惧種も個体群管理が必要とされる種と同じ扱いを受けることとなり、これは保護が必要である種の絶滅の危険性を加速させるものとなり得る。海棲哺乳類は本法案の対象鳥獣から除外すべき。	1	小委員会の提言は、鳥獣種に応じた適切な対応をすることとしており、保護が必要である種の絶滅の危険性を加速させることにはなりません。
514	13	6	3(10)④	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の第八十条を削除すべき。	2	法第80条は、行政の重複を避ける観点で置かれています。
515	13	6	3(10)④	「増加している海棲哺乳類対策については緊急の課題となっているため、データに基づき取りまとめられた地域からの提言に対応すべきである。」との記述に改めるべき。	4	ご意見の趣旨は概ね原文に含まれているものと考えます。
516	13	6-13	3(10)④	アザラシ類については、基礎的な個体数調査や管理方策の策定を図る必要がある。特に食害問題のおきている地域のゼニガタアザラシについては、危急的行政的課題と捉え、個体数推定や間引きなどの管理措置の導入を早急に検討する必要がある。	1	水産業被害の深刻化している海棲哺乳類については、今後の対策について引き続き議論していくこととしています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
517	13	7	3(10)④	海生哺乳類の保全について、科学的見地に立ってその希少性評価を適切に行うべきである。海生哺乳類すべてを対象にその保護及び管理を目的とした新たな方針を提言すべき。	6	今回の答申をまとめるに当たっては、主として陸上の鳥獣管理について議論を行いました。水産業被害の深刻化している海棲哺乳類については、今後の対策について引き続き議論していくこととしています。
518	13	6-13	3(10)④	ジュゴンについては、域外保全を含めた保護政策を導入する必要がある。	1	ジュゴンについては、生物多様性国家戦略において、引き続き、生息環境・生態等の調査や漁業者との共生に向けた取組を進めるとともに、種の保存法の国内希少野生動物植物種の指定も視野に入れ、情報の収集等に努めることとしています。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
519	13	7-13	3(10)④	80条における除外規定に関して「定期的な見直しが必要」という文言を冒頭に入れるべき。	2	適用除外種の定期的な見直しについては、基本指針に既に記載しています。
520	13	12	3(10)④	他国との間を回遊しているアザラシ類の適正な保護管理のため、ロシアなど相手国と国レベルで調整を行う必要がある。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
521	13	13	3(10)④	「クマ類やサルなど複雑な被害をもたらす動物種についてもシカイノシシと同様に科学的で計画的な管理の体制を早急に検討するべきである。」との加筆すべき。	1	「1. はじめに」の最後の段落のとおり、シカ・イノシシ以外の鳥獣の保護の考え方等については、今後検討すべきとしています。
全体						
522	全体	全体	全体	一部の国民を除き、全体としての日本人の意識から相当かけ離れた、動植物愛護の精神がまったく感じられないものであると思わざるを得ない。	1	ニホンジカやイノシシ等の個体数増加や分布拡大が著しく、生態系や農林水産業等への深刻な被害を与えている鳥獣については、個体数管理を適切に行うことが必要と考えております。その上で、国民の理解を得るための取組も重要と考え、その旨を述べています。
523	全体	全体	全体	鳥獣を安易に殺す事に反対です。	1	ニホンジカやイノシシ等の個体数増加や分布拡大が著しく、生態系や農林水産業等への深刻な被害を与えている鳥獣については、個体数管理を適切に行うことが必要と考えております。
524	全体	全体	全体	我々の税金で動物殺戮を繰り返し一方では動物愛護を謳う省庁だとすればはたんなる偽善者の塊りであり社会のクズで生きる価値はありません。人間と動物には境界線があり互いに入らないようになってきたが金儲けしたい人間が自然を破壊し侵略してきたそのツケで熊に襲われるなどの被害があるが実際の被害者は動物でありその動物を皆殺しにして解決できるものではない。	1	ニホンジカやイノシシ等の個体数増加や分布拡大が著しく、生態系や農林水産業等への深刻な被害を与えている鳥獣については、個体数管理を適切に行うことが必要と考えております。
525	全体	全体	全体	処分せず、犬猫のように増やさない方向で税金を使ってほしい。	1	ニホンジカやイノシシ等の個体数増加や分布拡大が著しく、生態系や農林水産業等への深刻な被害を与えている鳥獣については、個体数管理を適切に行うことが必要と考えております。
526	全体	全体	全体	毎年、誤射や事故で人間や飼い犬、猫等が犠牲になっている。狩猟を推進し、増加させたり、銃を持たせたり、このことがどれだけたくさんの人や動物（ペット）に迷惑と犠牲を与えてるか考えてほしい。狩猟なんて、廃止してもいい。	1	狩猟も生物多様性保全の重要な要素である鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしていると考えています。安全性の確保のための施策は重要と認識しています。
527	全体	全体	全体	答申素案を読んで、体が震えてきた。要するに増えすぎた有害鳥獣、特にシカについて、際限なく殺してよい、ということ。大変恐ろしいし、悲しく思う。	1	ニホンジカやイノシシ等の個体数増加や分布拡大が著しく、生態系や農林水産業等への深刻な被害を与えている鳥獣については、個体数管理を適切に行うことが必要と考えます。

意見No.	頁	行	項目	意見の概要	意見 件数	回答
528	全体	全体	全体	特に鳩駆除に関してですが、民間の自由競争と化しており、生きものとしての扱いを受けていない。結果虐待も後を絶たない。鳥インフルエンザの風評、環境破壊、散弾銃による鉛中毒など、現在野鳥がおかれている危機をなんとか助けてほしい。	1	ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
529	全体	全体	全体	素案は、一部鳥獣の増加や獣害の原因にはほとんど手をつけず、単に「増えているから駆除」といった短絡的な発想、または現場で生じている様々な問題を画一化して都合よく解釈した稚拙な理屈に過ぎず、容認できない。	1	ニホンジカやイノシシ等の個体数増加や分布拡大が著しく、生態系や農林水産業等への深刻な被害を与えている鳥獣については、個体数管理を適切に行うことが必要と考えます。
530	全体	全体	全体	今回のパブリックコメントでは、第7回の議事録が公開されておらず、公平性に欠ける。	1	ご指摘の議事録の掲載は意見募集を開始する前提条件となるものではなく、小委員会においてまとめた結果について広く国民の皆様から意見、情報を募集するものです。パブリックコメント制度の目的・公平性を著しく損なうものではないと考えますが、今後の業務の参考とさせていただきます。 なお、第7回の議事録についてもパブリックコメント期間中に公開しております。
531	全体	全体	全体	小委員会で意見が分かれたのであれば、サイトに全ての議事録が公開された後にパブリックコメントを始めなければ、公正なパブリックコメントとは言えない。	1	ご指摘の議事録の掲載は意見募集を開始する前提条件となるものではなく、小委員会においてまとめた結果について広く国民の皆様から意見、情報を募集するものです。パブリックコメント制度の目的・公平性を著しく損なうものではないと考えますが、今後の業務の参考とさせていただきます。
532	全体	全体	全体	川上中で動物と近くに住まわれている農林業、狩猟され生活されている方にこそ意見を聞いてみてほしい。	1	ご意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
533	全体	全体	全体	「個体群管理」という語の使い方が不適切。文中の「個体群管理」はすべて「捕獲」、「個体数調整」、「鳥獣管理」のいずれかで置き換え可能。焦点を絞った適確な語を用いるべき。	1	個体群管理は、総個体数、密度、分布の管理等様々な側面が含まれており、文章表現の統一化を図るため原文どおりとします。
534	全体	全体	全体	捕獲推進の流れは人の野生動物に対する価値観を大きく変容させかねない。間違った意識を根付かせないためにも、捕獲対象としての鳥獣が命ある存在であることを明記すべき。	1	ニホンジカやイノシシ等の個体数増加や分布拡大が著しく、生態系や農林水産業等への深刻な被害を与えている鳥獣については、個体数管理を適切に行うことが必要と考えております。なお、「捕獲対象としての鳥獣が命ある存在であること」については、ご指摘を踏まえて3（8）に追記します。